

平成23年第1回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成23年3月15日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 提出議案の訂正について（議案第16号 指定管理者の指定について）

日程第3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
16番	大西徳三郎	17番	遠山利美
18番	鵜飼静雄		

欠席議員（1名）

15番 上谷政明

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	坂井嘉徳
健康福祉部長	浅野明	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	成瀬正直	会計管理者	矢野博行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川博光	議会書記	安藤正和
議会書記	五井淳人		

開議の宣告

○議長（道下和茂君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

このたび、東北地方太平洋沖地震は想像を絶するものであり、震災から数日を経過した今に至るも災害の全容が把握できない状況に、心が痛むところでございます。このことから、被害の甚大さ、深刻さが伝わってきます。ここに、不幸にして亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された地域の皆様の一日も早い復旧・復興を願うところでございます。

本巣市議会としては、可能な限りの支援・協力を行う所存でございます。昨日も市に対して、緊急支援を迅速に対処するようにと申し入れをいたしたところでございます。議員の皆様には、義援金の支援をお願いしたく、御協力もお願いをいたしたところでございます。

ここで、不幸にして今回の地震で犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思っております。

御起立をお願いします。

黙祷始め。

[黙 祷]

ありがとうございました。お直りください。

なお、市長より、東北地方太平洋沖地震に対する市の対応について報告の申し入れがあり、これを許可いたしておりますので報告を願います。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

本議会の日程に入ります前に、先週の11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震に対する本巣市の対応につきまして御報告を申し上げます。

今回、マグニチュード9.0という世界最大級の東北地方太平洋沖地震は、非常に大きな津波を伴って、東北地方を初めとする東日本に甚大な被害をもたらしたところでございます。

報道によりますと、日々状況は動いておりますが、死者・行方不明は今1万人以上、避難者も50万人以上という状況だということに報道をされております。まだまだ全容解明には時間を要すると思っておりますけれども、被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

ことは、本巣市を震源地として大きな被害をもたらしました濃尾大地震から120年という年でございます。こうした年に未曾有の大地震が発生しましたことは、私ども本巣市といたしましても、できる限りの災害復旧へ向けての災害応援等、支援をしていきたいというふうに考えております。

議会からも、先ほど全協でもお話がございましたように、被災者の救命救援とか緊急の復旧支援の申し入れをいただいたところでございます。昨日、本巣市の災害支援対策本部会議というのを設

置いたしまして、情報の共有と今後の支援につきまして協議をいたしたところでございます。

現在の県の状況、また市の状況を御説明申し上げますと、県からの要請によりまして、下水道担当者の災害地への派遣の依頼がございました。県の応援復旧班といたしまして職員1名の派遣を近々予定をいたしております。そのほか、県の方から水道担当者、また保健師の派遣、また緊急消防援助隊輸送用のための行政バスの提供等の事前調査もございましたので、今後、県からの協力派遣要請に基づきまして、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

また、消防緊急援助隊につきましては、県からの要請を受けまして、既に本巢消防から3月11日に第1次援助隊5名が、また13日には第2次援助隊5名が派遣され、内陸部の被災地救援に当たっております。また近いうちに第3次の救援隊の要請もあるやに聞いております。

なお、義援物資の受け付けにつきましては、現地の対応ができないことから、現在、受け付けておりませんが、義援金の受け付けにつきましては開始されたことから、昨日、各庁舎に募金箱を設置したところでございます。今後、市内の各施設にも募金箱を設置いたしまして、市民の皆様からの義援金の御依頼に対応してまいりたいというふうに考えております。

今後、市民の皆様などからの義援物資や現地でのボランティアにつきましては、現地での支援受け入れ体制が整い、現地から要請があった段階で、岐阜県等を通じ、各県からの市町村と一緒に支援を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、議会を初め市民の皆様への御理解と御協力をお願いを申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（道下和茂君）

写真の許可についてを申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可いたしておりますので、御報告をいたします。

本日の議事に入る前に、鏝本議員に申し上げます。

3月3日の本会議において、議題外にわたる発言を行い、議長の再三の発言制止にも従わなかったため、退席を命じましたが、7日開催の本会議では同様の事態は起きませんでした。今後も議会秩序を乱すような行為のないように申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（道下和茂君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号7番 高橋勝美君と8番 安藤重夫君を指名いたします。

日程第2 提出議案の訂正について（議案第16号 指定管理者の指定について）

○議長（道下和茂君）

日程第2、提出議案の訂正について、議案第16号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

市長に議案第16号 指定管理者の指定についての議案の訂正理由を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日提出いたしました議案の訂正につきまして御説明を申し上げます。

今回、提出しております議案第16号 指定管理者の指定についてでございますが、障害者就労支援センターほたるの施設の漏れがあったため、追加するものでございます。よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号 指定管理者の指定についての議案の訂正については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 指定管理者の指定についての議案の訂正は承認することに決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（道下和茂君）

日程第3、市政一般に対する質問を行います。

4番 船渡洋子君の発言を許します。

○4番（船渡洋子君）

おはようございます。

初めに、東日本大震災でお亡くなりになりました多くの方の御冥福と、また負傷された方、また避難をされている方へのお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

1点目に、支え合う地域社会づくりについてお尋ねをいたします。

昨年の夏、大きな社会問題となった地域から孤立する高齢者がふえる中で、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくり、在宅で安心して暮らすことができる仕組みづくりは、地域福祉の新しい要請であります。65歳以上の高齢者でひとり暮らしをしている独居高齢者の人口が増加しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2030年には、およそ5人に1人の高齢者がひとり暮らしになる予測になっており、地域で安心して暮らせる支援体制の強化が急務となっています。

本市では、ちょっと古いんですけども、2005年の10月現在ですが、高齢化率20.2%、単身世帯514軒、夫婦世帯995軒で、高齢者全体の33.1%となっています。現在ではもう少しふえていると思います。ひとり暮らし、寝たきり老人の世帯は、毎年実施されている調査などで比較的把握されや

すいのですが、深刻なのは高齢者夫婦世帯の方で、認知度が進んだり、虐待が起こっていても顕在化がしにくいということが起きております。

本市の老人福祉計画の基本理念には、「ともに支え合う安心とほほえみに満ちたまちづくり」とあります。今後ますます高齢化が進む中、県の予算でも地域支え合い体制づくり事業費補助金として4億円が計上されました。独居高齢者等の対象の活動拠点整備に充てていく方針と聞いていますが、本市では23年度予算に新規事業として283万円が計上されている地域見守り活動事業とはどのような活動ですか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、ただいまの御質問であります1点目の地域見守り活動事業について、お答えしたいと思います。

今日の少子・高齢化や核家族化の進行によりまして、従来からの家族や地域が持っていた支え合い、助け合いの機能が低下し、孤立する高齢者が増加しているところでございます。こうしたことから、地域見守り活動事業が、新年度より各地域に地域福祉協力員を設置することで、ひとり暮らしの高齢者を初め子供や障害を持っている方など、弱者が抱えるさまざまな課題の早期発見に努め、迅速に対応することで、だれもが住みなれた地域の中で安心して暮らすことができる地域づくりを目指すものでございます。

また、現在行っている見守り活動では、民生委員、児童委員による見守りや、社会福祉協議会が行っております給食サービス、老人クラブによります友愛訪問など、地域で支え合うまちづくりを推進しているところでございます。よろしく御理解いただきたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

今回の予算で新しく福祉委員をつくられるというようなふうにお聞きをしましたが、そういった方たちの活動拠点とか、包括支援センターとか、そういったところの連携等、システムづくりが必要ではないのかなというふうに思います。例えば、民生委員の方が高齢者の方のお宅、また児童の、そういったところへ回っているような情報を得たもの、そういったことが個人情報としてなかなか共有ができない、そういったことがあるのではないかなというふうに思います。

また、先回にも質問したことがありますが、高齢者の方の緊急のときの情報キット、市には幸いにも緊急で、それこそ消防庁の方に、この方はどういう病気をして、どういうふうなんだということを全部そういうシステムができてから大丈夫ですよという御回答ではあったんですが、そういう方に埋もれているメンバーの方とか、民生委員の方が訪問されたときに、この方はどういう状

況で、何かあったときにはどこへ連絡をしたらいいのか、また病院はどこに通っているのかといった情報を、訪ねていった人がわかる、何かあったときにはすぐわかるようなシステムづくりをしっかりとやり、また自治会とか民生委員、また包括支援センターといった連携とといいますか、そういったことが必要ではないかな、それぞれが頑張っているよ、地域でそれぞれがやっているよじゃなくて、やっぱりそういったことが一体となって地域を本当に見守っていける、そういったことを進めていくことが、今後ますます独居の老人の方がふえる中で必要ではないかなというふうに思います。

そして、以前にも質問したボランティアカード、ボランティアのポイントですね。そういったことも今回、補正でもそういったところへ回すようにということで、国としては、地域でも、全国的に展開されているこういったことも今後しっかりと広げていきたいというお話もお聞きしましたが、そういった情報カードとか、またボランティアポイントとか、そういったシステムづくりとか、具体的な活動とといいますか、そういったことがどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

健康福祉部長 浅野明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

ただいまの御質問でございますシステムづくりということで、そういったことが大事ではないかというようなことでございます。

今回、予算計上し、また事業化を進めております地域福祉協力員でございます。これにつきましては、現在行っております民生・児童員、この民生・児童員さんにつきましては、おおむね250世帯に1人という割合で設定がなされております。そういったことから、各地域でももう少しきめ細かな見守りが必要だろうということで、一昨年から実施の時期を踏まえまして、地域福祉協力員という事業を計画したところでございます。この地域福祉協力員につきましては、大きな自治会等につきましては1人ということではなくて2人、希望に応じて設置していきたいと。そして、きめ細かな見守りを実施していきたいということで計画しているものでございます。

また、横の連携ということでございます。こうした地域福祉協力員、あるいは民生・児童委員、それぞれ地域の老人クラブもでございます。こういった組織とネットワークづくりを、最終的にはそういったネットワークづくりを構築するのが大事ではないかという考えのもとに、今後進めてまいりたいというふうに思います。御理解いただきたいとします。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

じゃあ、よろしく願いいたします。

そういった中で2番目の質問ですが、団塊の世代が大量に高齢者の仲間入りをして地域に戻ってくる、退職をされて戻ってくる時代であるということから、元気な高齢者が地域の高齢者の手助け

をする団塊世代のサポーター登録、また団塊世代の地域福祉の戦力化が大きなかぎになると思いますが、そのような取り組みというのはお考えでしょうか。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

2点目の団塊の世代の活用というようなことで御質問いただきました。

議員御指摘のとおり、ここ数年で団塊の世代がリタイアされ、その方々が、それぞれの地域での支え合い活動における大きな力になると考えております。こうした地域での支え合い活動参加へのきっかけづくりが特に重要となるため、本巢市社会福祉協議会が実施しておりますボランティアセンターへ登録されるよう推進をしていきたいと考えております。

現在、ボランティアセンターでは、平成22年12月現在、75団体624人が登録されております。給食サービス、調理、ふれあいいいききサロン、音楽地域活動支援センター等のボランティア活動を実施しております。そのほか、ボランティア活動の相談、調整や活動の支援もあわせて行っております。よろしく御理解いただきたいと思っております。

[4番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

多くの方がボランティアセンターに登録をされているということです。人のために自分が何かできるという、そのことが自分自身の元気の秘訣にもなりますし、また寂しい高齢者の方へ話し相手になるとか、そういったことも大きな要望になっていくと思っておりますので、ぜひそういったことをしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

2025年には団塊の世代の大半が75歳を迎え、あと12年ではありますが、高齢者が最も増加することが見込まれています。この時期を焦点に、充実した福祉体制を実現することが急務であると思っております。そのためにも、ボランティアやNPOの活動、さらには個人の助け合いなど、お互いに触れ合い、人の気持ちが伝わるような直接的共助を拡大し、生活の中で共助が息づくような支援体制をつくり、孤立社会から共助社会へと社会のあり方を変えていく取り組みが必要だと思っております。特にこれからは、先ほども言いましたように、ひとり暮らしの高齢者がふえ、たとえひとり暮らし世帯になっても、安心して生活できるような地域での見守り、外出、買い物などの生活支援サービスをより充実させることが重要ではないかなと思っております。

そこで、買い物弱者の対策について、お尋ねをいたします。

2010年5月に経済産業省の商務流通グループ、流通政策課が、地域生活インフラを支える流通のあり方研究会報告書として取りまとめ、公表されました。報告書では、車の運転ができずに、家族の支援も得られずに、食品などの買い物に困る高齢者の方たちを買い物弱者と位置づけ、過疎地域

だけではなく大都市近郊の団地、団地ができたときには若い人も今では高齢者になっているという問題が深刻化しています。全国でも600万人、この買い物難民の方がいると推測されています。

買い物というと、医療や介護などに比べて命にかかわる深刻な課題としてとらえにくいのですが、例えば、高齢者が自由に買い物が行けなくなると、十分な食料品を購入することができず、毎日の食生活において栄養が偏り、健康に害を及ぼすおそれがあります。医療や介護のような公的制度が整備されていないことも踏まえ、社会的課題として対応することが必要であります。この報告書の中に各省庁の連携も呼びかけているところでもあります。支援策としては、宅配サービスとか移動販売、交通手段の提供など、民間で採算がとりにくい地域では、自治体の補助や公的施設の活用も提言をしています。

そこで、お尋ねをいたします。本市では、そういった買い物弱者に対する対策、取り組みというのはどうでしょうか。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

ただいまの買い物弱者の対策ということでございます。お答えしたいと思います。

本市において実施しています高齢者福祉サービスの中に、軽度生活支援事業がございます。この制度は、在宅のひとり暮らし、高齢者等にホームヘルパーを派遣し、高齢者等の自立した生活を可能にする事業でございます。対象者は、要介護認定で非該当と判定されたおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯等で、日常生活上の支援が必要な方です。ヘルパーができる支援といたしましては、調理の補助、洗濯、掃除、買い物などがございます。

一昨年の利用実績につきましては、8人の御利用で延べ91回という御利用でございました。また、平成22年度では2月末現在23人で、延べ46回という利用でございます。

今後、広報誌等でこうした福祉サービスの一層の周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

これは全国的にいろんなケースといいますか、買い物弱者に対する取り組みで、過疎地域とかそういうところばかりではなく、団地とか、ここでいえば宝珠ハイツとか、そういったところが当てはまるのかなというふうに思いますが、そういったところへ、それこそ車で、昔よくありましたけれども、車でいろんなものを売りに来て、それを買いに行くというような、そういったことを自治体と商工会でバックアップして行っているといった地域もあります。

また、あるところでは、月に1回買い物バスツアーというふうで、市のマイクロバスにそれに参加したいという方を乗せて、買い物ツアーといって市内を回っていくといった試みをしてみえる。それが大変好評で、家の中に1人だけじゃなくて、そういったことでいろんな交流もできるということもあります。また、観光スポットなどもそのついでに回って歩くという、それを月に1回楽しみにしているという自治体もあると聞いております。市としても、何かもう一歩前進といいますか、工夫ができるようなことがあれば幸いかなと思ひまして、今回、この質問をさせていただきました。

続きまして、2点目の不育治療の助成についてお尋ねをいたします。

この不育治療といいますのは、40%の女性が生涯に流産を経験しています。妊娠しても流産や死産を繰り返してしまう病気のことを不育症といいます。厚生労働省研究班によると、実態調査の結果、16人に1人の割合で不育症がいることがわかっています。妊娠しない不妊症とは異なり、妊娠は成立するが、おなかの中で赤ちゃんが育たない病気です。しかし、原因を突きとめることで適切な治療ができ、元気な赤ちゃんを出産できる病気でもあります。

不育症の原因は人によって違いますが、適正な検査と治療によって85%の患者が出産にたどり着くことができると言われています。不育症の多くが保険適用外のため、数十万から百万かかる。そのため、子どもは欲しいけれども、高額の治療費に不安を抱えているとのことであります。

そこでお尋ねをしたいのですが、1点目の不妊治療の助成が、県も、この本巢市も行われていますが、どれぐらいの方がその助成を受けていて、結果としてどうなのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、不妊治療の助成の状況についてお答えをしたいと思います。

子供が欲しいと望んでいるにもかかわらず、不妊に悩み、実際に治療を受けている夫婦が増加しております。不妊治療は身体的、精神的負担はもとより、経済的負担も重なります。そこで、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療、体外受精であるとか顕微授精に要した費用の一部を助成する事業が、岐阜県におきましては平成16年度より、本市におきましては平成18年より、市単独事業として事業を実施しているところでございます。年度内10万円を助成限度額といたしまして、通算5年間助成をするというものでございます。平成21年度に助成金を支給した方は15組ございます。そのうち5組が妊娠、3組が出産しておられます。平成22年度は2月末現在で9組ございました。

現在までの問い合わせから、さらにふえるものと考えられております。こうした現状を踏まえ、本市では今後も少子化対策の一環として助成を継続していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

不妊症については国の制度があり、県、市でも先ほど言いましたように支援が行われています。不育症というのは聞きなれない状況です。しかし、珍しい病気ではない。先ほど言いましたように2回流産をした人が不育症ということで、珍しくはありません。

また、不育症の方の中に不妊治療を受けた方が多く見えます。せっかく授かった命を誕生させるためにも、不育症治療に助成制度の創設を提案いたします。

また、流産された方の中には自分が不育症だということを知らない方も多くお見えであります。不育症を周知徹底させることが大事ではないかなというふうに思いますが、そういったお考えはありませんか。

○議長（道下和茂君）

健康福祉部長 浅野明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、ただいまの御質問で、不育症治療助成制度というようなことでお答えしたいと思います。

不育症とは、妊娠はするが、流産、死産を繰り返し、元気な赤ちゃんが得られない状態、こういった状態を不育症と言われております。現在、診断や治療法に関して、厚生労働研究班により研究がされております。研究結果を見ますと、原因については、受精卵、つまり胎児にある場合と、母体にある場合があります、多岐にわたっております。検査費用も数万円以上かかり、治療も保険適用外であるために、自己負担がかさむ状況でございます。国において保険適用を検討中であり、こうした状況から、本市といたしましては、今後、保険適用に関する国の動向を注視し、助成制度の必要性を判断していきたいと考えております。

本市は妊娠届け出時に妊婦相談を実施しており、流産の既往などの経過がある妊婦に対しましては個別支援を行っております。また、今後は不育症について、面接や広報等において周知を図ってまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

少子化対策からいっても、この不育治療というのは大事ではないかなというふうに思います。不妊治療は助成するが、不育治療は助成しないというのは、何か片手落ちのような気がしてなりません。今後、よい方向に研究をしていただけますように要望をして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

続きまして、8番 安藤重夫君の発言を許します。

○8番（安藤重夫君）

議長の許可を得まして、四つほどの御質問をしたいと思います。

それに先立ちまして、先般11日に起きました東北関東大地震に被災された方々、ましてや2万人に及ぶような行方不明の方々、またその中でお亡くなりになられた方々に心より哀悼を申し上げ、御冥福を申し上げます。

なお、先ほど全員協議会の中にもありましたように、濃尾震災より120年の時間が経過しております。東海地区の本巣市におきましても、東海・東南海・南海地震が心配されることであります。いつ、今度は我々のこの地域が支援を受ける側に立たされるのかわかりません。私は国民の一人として、被災地に向けて何ができるのか思いをめぐらせるきょうこのごろでありまして、支援の力をどうしてかけていくものかなというようなことを思うところであります。

では、御質問をさせていただきます。

第1に、外国資本による森林買収についてでございます。

北海道における海外資本の森林買収は、森林33カ所、計820ヘクタールに及び、これらは香港の中国マネーによるところが判明をいたしております。その他、長崎や対馬でも韓国資本による不動産買収が進んでいるということでもあります。

先般2月20日、岐阜新聞のトップ記事に報道されておりましたように、山形県の最上川源流で森林を購入したと、これはシンガポール在住の中国系の方だというようなことであります。こういったことが判明いたしまして、昨年9月7日のNHKのクローズアップ現代で、日本の森林が買われていくといったタイトルで報道がありました。報道では、森林が買われていく背景には、成長著しい、先ほどの中国などの投機マネーでございます。かの地の住宅事情、または林業では食べていけないという日本の現状、後継者不足や相続の問題などがあるとのことであります。通常価格の何倍もの高価格で買ってくれる外資はとても魅力的なわけでございます。そのような背景から、やむなく山林を手放すことなどが報じられていました。

また逆に、最近アメリカでは森林は金のなる木だと、森林ファンドとも言われ、木材価格、不動産価値、CO₂の排出権の取引などの投資材料になっているとも、このクローズアップ現代で報道をされておりました。

そういったことで、これらに対して、既に北海道では森林買収の届け出強化に向け条例の改正が検討されています。こうした一連の動きに対し、根尾川上流を抱える本巣市は、どのような対策を岐阜県と連携して対応されるのか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、外国資本による森林売買についての御質問にお答えを申し上げます。

外国資本によります森林売買につきましては、全国に広がる傾向が見られ、外国資本による森林の大規模伐採により、水源涵養機能や山地災害防止機能が失われることや、森林所有者が遠い海外に所在することなどにより、固定資産税の徴収がスムーズにいかない可能性があることなどの懸念がございますことから、大きな社会問題となっております。

現在、国及び全国自治体などで情報の収集とか対策等の検討が、議員御指摘のように今進められているところでございます。

こうした中で、岐阜県におきましては、平成22年12月に外国資本等による森林売買に関する動向や実態の把握及び水資源の保全をめぐる諸問題に係る情報収集、情報共有及び対策等を検討するため、県庁の中だけでございますけれども、森林水資源保全対策研究会というものが設置されたところでございます。

この研究会は2回ほど既にやられていますけれども、対策研究会の調査報告も我々の方も入手いたしまして、その状況報告を逐一受けておるわけでございますが、県内の市町村、森林組合等に照会した結果、現在のところ、県内では外国資本による森林売買の情報は無いということでございます。

一方、先ほど議員御指摘のように、全国では北海道で33件、820ヘクタール、兵庫県で1件、2ヘクタール、山形県で1件、10ヘクタール、合計35件、面積で832ヘクタールの外国資本による森林売買の実態があるというふうに報告をされております。

御指摘のように、市の総面積の86%を森林が占めます私ども本巣市におきましても、他県に見られる外国資本による森林買収という事態も懸念をされますことから、今後も森林組合や地元の皆様などからの情報収集に努めるとともに、県との連携を密にし、情報の共有及び対策等につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

また先日、県議会等でも県議の御質問にお答えする形で県の林政部長が御答弁をされておりますけれども、今の研究会云々のところにも、我々市町村もこの研究会に入って、そういった研究会を開催したいという予定をしておるようでございますし、また先ほど北海道等々でもございましたけれども、県独自の条例云々につきましても、今現在、森林法の一部改正というのが国会に提出されているということから、そういった動きも見ながら、また他の都道府県の状況というのを踏まえながら、いわゆる規制等々、県独自の対応というのを考えていくという答弁をされておりますので、我々もそういうものを注視しながら、本巣市も県に対応する形で、今後森林売買の動きというのを注視していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

安藤重夫君。

○8番（安藤重夫君）

追加でございます。

農地においては、農地法がございまして、第1条、第2条、第4条、第5条等がございまして、これらにより農地はかたくガードされておりますが、先ほど市長の答弁にありましたように、森林法においては、森林・山地の売買については農地法に見られるような法整備がなされておられません。したがって、外国資本が自由に入り込むということでもあります。市長答弁にもありましたように、県、国に強く働きかけられまして、県の研究会とも共同されまして、力強く連携されて対応されるようお願いを申し上げます。

続きまして二つ目の質問でございますが、皆さんもお気づきのように、NHKのニュースの天気予報についてでございます。

朝な夕な、NHKのニュースに天気予報が流れておりますが、本巢市には融雪・雪崩の表示が表示されて放送がされておりますが、多くの市民から、この表現はいかかなんだというような疑問の声が寄せられております。市長におかれましては、岐阜気象台の台長及び岐阜NHKに対して、市長より現実を説明されるべきだと考えております。何か深山奥山のごとくの印象を刷新する計らいをお願い申し上げます。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

NHKニュースによります天気予報の表現の御質問がございましたので、お答えを申し上げたいと思います。

議員御指摘のとおり、NHKニュースによります天気予報は、気象庁発表の気象警報、注意報をもとに放送されているものでございます。この警報、注意情報は、昨年5月27日から、それまでの広域の区域単位の発令から市町村単位の発令に変更されました。市といたしましては、変更在先立ち行われました気象庁からの要望調査におきまして、本巢市は、御指摘のように南北に大変長い地形もあるというようなことで、山間部地域と平野部地域をあわせ持つということから、本巢市南部と本巢市北部と分けて気象情報を提供するようにしていただきたいという要望をしまりました。しかしながら、気象庁といたしましては、市町村単位での発令が全国の統一事項であるということから、いかに面積が広い市町であっても、市域を分けた情報の発令は行わないという回答でございました。その後も、岐阜地方気象台が同席いたします防災関係者の会議等におきまして、面積の広い市町から、本巢だけではございませんけど、市域を分けた気象上の発令につきまして、要望が行われておりますけれども、現在のところ、気象庁の考えは市町単位でやるということでの考えは変わっていないということでございます。

市といたしましては、今後とも粘り強く気象庁に対しまして、今までと同じような要望を行ってまいりたいというふうに考えております。先ほど議員御指摘のように、南部に住んでいる方から見れば、確かにそういう違和感を思うかも知れませんが、北部に住んでいる方々は、やはり身近にすぐ山もあって、雪もあるということもございまして、そういうことでひとつ御理解いただきたい

いなと思いますし、より正確性を期するということから言えば、今議員御指摘のような北と南というのは、ぜひわかりやすい気象情報にしてほしいという観点からも、これからも一生懸命要望し、できるだけ改善に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

安藤重夫君。

○8番（安藤重夫君）

何か認められたようなニュアンスに聞こえましたが、先般も名古屋の友人と、久しく会わなかった方とお会いしたときに、「君の本巣市は何だね」と、「NHKのニュースを見ておると、雪崩を頻繁に放映してあるが、そんなに雪崩があるのか」と、このような甚だしい誤解を受けております。これが現実でありまして、市長の所信表明の中にも、住んでみたいまち、住んでよかったまちを目指したいと。ましてや、この3ページには、新年度予算の重点施策といたしましては、市政の推進の基本としており、元気で笑顔あふれる本巣市づくりというようなことも表明されておりますし、5ページにも景観法に基づく景観行政団体の認定を受けるなど、地域のイメージアップを図ってまいりますと、こう表現されておりますので、イメージダウンにつながるようなこういったNHK報道は、やはり是正してもらいたいと思いますし、4月8日には観桜会が開催されるというようなことで、NHK岐阜の局長がお見えというようなことを聞いておりますが、ぜひとも岐阜気象台長も御招請を願えるようお願いを申し上げます。本巣市の現状をよく見てもらえますように、重ねてお願いを申し上げます。

続きまして、三つ目の質問に入らせていただきます。

本巣市の私の地域、十四条1060番地の土地において、農地法違反の疑いがあります。これは農業委員会の所管であると考えられますが、市産業経済課としてどのような対応をされておりますか、お伺いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

ただいまの安藤議員からの農地についての御質問にお答えさせていただきます。

御質問の十四条字若宮地内の農地2,410平米につきましては、平成19年の10月に農業委員会へ苗木植栽のためとして農地改良届が提出されまして、盛り土が行われております。平成20年の5月ごろから農地に資材が置かれまして、現地を確認したところ、農地法違反の状態でありましたので、地権者に面談による復元指導を行い、同5月に本巣市農業委員会より地権者に対しまして復元指導通知が送付されております。翌年21年の11月でございますけれども、地権者並びに違反行為者に対しまして2回目の復元指導通知を送付されておりますが、是正が見られないために、さらに電話、面談等による指導とあわせまして、平成22年の1月、3月、8月と合計5回の復元指導通知が送付

されております。その後、一向に是正が見られない状況となっております。現在は、一部に植栽があるものの、大半が違反事業者の資材及び自動車や重機の置き場となっている状況でございます。

市といたしましては、今回の農地法違反事案に対しまして、復元指導から撤去勧告に切りかえるなど、一層厳格な対応をしていくよう農業委員会へ要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

〔8番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

安藤重夫君。

○8番（安藤重夫君）

明快な答弁、ありがとうございます。

農業委員会の事務局は本市農政課でありますので、より一層の注意勧告をお願い申し上げます。

農地法の第4条第83項の2、違反転用に対する処分についてということであります。

農業委員会より先ほどの回答にもありましたように、5回による命令、撤去勧告というようなことでも従わないというようなことは大変な問題だと思います。お配りしましたように、こういった現状であります。重機がありまして、車がありまして、先ほど部長の説明にもありましたように、一部植栽は見られるものの、ほとんど資材置き場化しております。これは明らかに農地法違反と言わざるを得ません。こういう状態であります。こういったことから、事務局から農業委員会を通じまして、農業委員会より、より一層の措置をお願い申し上げます。

農地法においては、1条、2条、3条、特に4条、5条等がかたく法が制定されております。こういったことにおきまして、違反となった場合の法律でございますが、農地法第5章の92条に明記されておりますように懲役刑が科せられます。懲役3年以下、または300万以下の罰金となっております。蛇足でございますが、建築基準法違反の場合は1年以下、3分の1ですね。片や3年でありまして、片や1年。1年以下の懲役、または50万円以下の罰金となっております。いかに農地法が厳重な法であるということを当該所有者に勧告されるべきだと考えますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（道下和茂君）

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

こうした事案につきまして、先ほど申しましたように、指導のレベルを復元指導から撤去勧告ということにレベルを上げていくわけでございますけれども、こういった対応につきまして、この次の対応としましては、この事案が解消、是正されない場合ですけれども、県の方へ報告をいたしまして、そこから先につきましては県の対応となるわけでございますけれども、県の対応としましては撤去勧告、それにもかかわらず是正されなければ撤去命令、さらにその上のレベルにいきますと刑事告発、最終的には行政代執行と、こういったレベルの取り扱いとなるわけでございますけれども、そういった中身で、この件に関しましては、対応がなされなければそういった対応を今後も進

めていくということになると思いますので、よろしく御理解のほどを申し上げたいと思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

安藤重夫君。

○8番（安藤重夫君）

厳正に対応を申し上げます。

4番目の小学校の英語の教育についてでございます。

平成23年度、今年度より小学校における英語教育が文部科学省より始められますが、市内各小学校への取り組みと予算措置及びALTやリスニング指導等について、お尋ねを教育長にいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

それでは、小学校の英語教育につきましてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、来年度、平成23年度からでございますけれども、国が定めます学校教育の内容を示します学習指導要領が変更になります。そのことによりまして、全国的にいよいよ小学校から英語教育が位置づきまして、5・6年生、ここでスタートをすることになります。

この小学校への英語教育の導入でございますけれども、本巣市におきましては既に3年前の平成20年度から、小学校で共通の指導ができるようにということで、カリキュラムを作成いたしまして、小学校5・6年生だけではなくて、1年生から6年生までの全学年で英語の授業を実施してきているところでございます。

現在では、市内どの小学校におきましても、共通のカリキュラムのもとに担任とALTによります英語の授業が計画的に行われておりまして、すべての授業でネイティブのALTを配置して、実際の外国人とコミュニケーションを通してのリスニング指導、そして発音指導でございますけれども、そういう担任の補助としてネイティブの方にも活躍をいただいているところでございます。

このような本巣市の小学校におきます英語の授業の取り組みにつきましては、岐阜地区におきましても評価をいただいておりますのでございまして、今後につきましてもこれを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

なお、英語教育を推進するための予算措置といたしましては、ALT配置のための外国人青年招致活動事業費、それとともに小学校の担任の先生方に英語指導を研修していただくための外国語活動研修費をお願いしているところでございます。

今後も小学校での英語授業の充実を一生懸命やっていきたいと思っておりますし、さらに中学校での英語の授業とのつながりの中で、読む、書くだけではなくて、聞くこと、それから話すこと、これを含めましたバランスのとれた英語教育を目指してまいりたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（道下和茂君）

安藤重夫君。

○8番（安藤重夫君）

大変心強くお聞きいたしました。

海外へ出かけますと、まずもって、その当該の空港へおり立つわけではありますが、おり立って一番最初に入管の手続をとりますに、ややもすると英語で問いかけられます。特に、東南アジア、シンガポールだとかタイ、マレーシア、カンボジア、あちらの方へ行きますと、すべて英語であります。「ユー・アー・フロム」と言われても、何のことかわからんようなことでは、グローバルなこれからの未来を担う子どもたちに、私の経験からも即座に答えられるような、先ほど教育長が言われましたような話すこと、聞くこと、これがまず第一だと考えます。

御説明にもありましたように、岐阜県下でもこの本巣市はもう既に始まっていますよと、それもこの4月からでございますが、既に3年も前から取り組んでおりますと、県下でも指折りでありますという御説明だったということで、先ほど申し上げましたように力強く感じております。

本市はもちろんのこと、これらの子どもたちの未来は、この本巣市の将来にもかかっておりますし、岐阜県の将来にもかかってきますし、ましてもっと大きく言うなら、この日本の国をしょって立ってくれる子どもたちだということで、そういったグローバル化に備える英語教育は大変重要だと考えます。より一層、教育長におかれましては力強くこの展開をしていっていただきたいと切にお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

ここで暫時休憩をいたします。この時計で10時45分まで休憩をいたします。

午前10時26分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、12番 若原敏郎君の発言を許します。

○12番（若原敏郎君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

その前に、3月11日、三陸沖を震源とする巨大地震が起きました。まさかと耳を疑うほどの多くの方々の方が亡くなりました。亡くなられた方々に心より御冥福をお祈り申し上げます。さらに、時間がたつにつれ多くの方が行方不明になっておられることが判明し、寒さの中で救出を待ち、4日目を過ごされたのかと思うと、やりきれない気持ちでいっぱいです。一刻も早く一人でも多くの方が救出されることを願っております。また、家屋の倒壊等、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

地震の規模は、最初の発表より大きく、マグニチュード9に変更され、9以上は世界でも4例しかないとのことです。改めて地震の大きさ、事の重大さに気がつきました。今後は、日本の全精力を挙げて被災地復旧に傾注していただくことを心よりお願い申し上げます。私たちにもできることがあれば、後方支援をしなければならないと考えております。この地方も、東海沖、東南海沖地震がいずれ起きると言われております。教訓を生かし、大難を小難に抑えるべく方策を立てるべきではないかと思えます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1点目の東海環状自動車道の今後の事業計画についてお尋ねをいたします。

2月15日、岐阜新聞の報道では、国土交通省中部地方整備局は、県に対し県内の新年度の国直轄事業の計画を示されました。その中で、東海環状自動車道は平成24年度に大垣西インターまでは開通の予定とされています。それ以外の関広見インターから大垣西インター間は2016年（平成28年度）以降になるとのことです。本巣市に係る関広見インター、大垣西インター間は、新聞によると、同局道路計画課は開通時期は未定とされていると書いてありました。

民主党に政権交代された以前の2007年に、国は県に対し、西回りルートはおおむね10年間で開通を目指すとのことで国から受け、古田県知事も公の場で発表をされました。本巣市民として、東回りルート完成後の高速道路効果を期待し、一刻も早く西回りルートの開通を望んでいましたが、記事を見て全線開通がさらに延びるのではないかと心配しております。そういうことを踏まえて、平成23年度、東海環状自動車道について公表されたことが、事業の変更とか、そういうのは県から事前にお知らせがあったのかということをお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

ただいまの若原議員からの1点目の質問でございますけれども、2007年の7月に開催されました東海環状自動車道西回りルートの建設促進大会におきまして、国土交通省中部地方整備局の道路部長が、西回りルートについてはおおむね10年間で開通を目指すとの目標を示されました。現在、国土交通省におきましては、（仮称）養老ジャンクションから（仮称）大垣西インターチェンジ間を平成24年秋に開催される岐阜国体までに開通すべく、鋭意事業を進められているところであり、残り西回り区間については平成28年度ごろの開通を目指し、今後とも精いっぱい取り組んでいかれるというふうに聞いておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

今の部長のお答えを聞いて、全く新聞と同じですので、それでは知事が以前に言われた10年で開

通を目指すということは生きているのか、それとも変更されたのかということが私にはちょっと理解できないんですが、その点もしわかれば、わからなければ今の部長のお答えでよしとしますが、どうでしょうか。

○議長（道下和茂君）

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

東海環状の開通等につきましては、昨年10月22日に国土交通省の方が、大垣西から養老間につきましては、国体までに開通というふうに示されておりますが、残りの区間の開通時期は、新聞発表と同様に示されていなかったということで、今回2月15日に発表されましたのは、これも新聞にあるとおりでございますが、向こう3年間の開通予定期間を示しておりますが、今回は初めて新年度から15年度までの5年間の開通予定が示されたということで、この発表に関しましては、特におくれるという情報については含まれておりませんので、そういうふうに理解をしていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

ちょっと理解ができませんが、10年をめぐると言われて、もう今示されたのがほとんど10年たっているんですね。だから、それはちょっと理解ができませんが、それ以上言ってもいけないと思いますので、次の質問に移らせていただきますが、本巣市では、質問に本年度と書きましたが、ことしの事業展開と、わかれば来年23年度の事業展開、どのようなことが起きてくるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

2点目の市の本年度の事業展開でございますけれども、市内におけます東海環状自動車道の進捗状況でございますが、平成21年度は地質調査が行われ、平成22年度は騒音調査などが実施されました。現在、岐阜国道事務所は、岐阜県や市などの関係機関と東海環状自動車道と交差する道路・水路について設計協議を進めているところでございます。新年度も設計協議を継続しまして、設計協議が調ったのちに地元や関係者への説明に入ることになります。

また、新年度より本巣市東海環状自動車道建設促進協議会へ負担金を出しまして、主要道路やインターチェンジ付近に東海環状自動車道が通過する位置を示す看板を設置してもらうとともに、視察研修などを実施してもらい、東海環状自動車道の早期着工とパーキング施設の整備に向けた地域からの盛り上げを図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

23年度も設計とか、今の地域に対しての説明、それから看板が上がってくるということをお聞きしました。大野神戸インターから西にかけては、用地買収がかなり進んでいるということもお聞きしておりますので、徐々に本巣市の方にも工事が手がけられてくるのかなと、こんなふうに感じております。それにつきまして、せんだっての岐阜新聞の記事を聞いて、本当にちょっとおくれてしまうのかなというようなことも心配しておりました。部長の今の御答弁からいきますと、順調に進んでいるというふうに理解をするわけですが、地元としましては、いろいろ経済不況とか、今の屋井の工業団地の誘致もなかなか進まない中で、一刻も早く、東海環状自動車道の効果があるということが東回りで証明されておりますので、早期開通をしていただくように市民も望んでおるわけでございますので、そのことについて、国、県に対していろんな要望を出していくのかどうか、その件について、これは市長に聞いたほうがいいですかね。市長、どうですかね。よろしくお願ひします。

○議長（道下和茂君）

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

3点目の国、県への早期開通要望についてでございますけれども、国や県、関係する議員や機関に対しまして市独自で要望活動を行うとともに、本巣市東海環状自動車道建設促進協議会や本巣・瑞穂・大野・神戸東海環状自動車道建設促進協議会、東海環状自動車道建設促進岐阜西部協議会、東海環状自動車道建設促進期成同盟会などの広域的組織をもちまして、あらゆる機会を通じまして東海環状自動車道の早期開通に向けて要望活動を行ってまいります。

また、東海環状自動車道に関連します都市計画道路長良系貫線や糸貫インター線、アクセス道路などの早期整備、岐阜関ヶ原線の4車線化など、一日も早く整備されるよう要望してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。

一刻も早くとはいきません。こういう大きな事業でございますので、先ほど部長からもちょっと話があったように、パーキングとかそれと関連する道路の整備も着々と本当に進めていただ

きたいなど、こんなことを思っております。どうかよろしく申し上げます。

2点目の質問に入らせていただきます。一般市営住宅の現状と今後の施策はということで質問をさせていただきます。

旧町村から引き継いだ市営住宅が本市にはあります。入居費も安く、低収入の家庭でも持続的に入居でき、建設以来入居者も多くいます。天神前住宅では2棟が4階建てで、エレベーターも設置されていません。入居者は高齢化し、大変不便な思いをされていると聞きます。

また、震災とか火災のときには、階段が、私、これメイン階段と書いたんですが、1本の階段を利用しているだけで、これといった大きな避難路はいつも通る階段だけしかありません。

今後は、市の財政規模の縮小や、住宅、建物の老朽化を考えると、管理戸数の減少もやむを得ないと考えますが、現在の入居者には便利で安全な住居の確保も必要かと思えます。

そこでまず、市営住宅の今の利用率はどれくらいあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいま質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

ただいま御質問の市営住宅の利用率でございます。

市営住宅の利用率でございますが、利用率を入居率に読みかえて答弁をさせていただきます。

市営住宅は、根尾地域に3カ所、本巢地域に2カ所、真正地域に1カ所の計6カ所127戸の住宅を管理しております。2月末現在の入居状況は、根尾地域のコーポ根尾で4戸中1戸、単身用の神所住宅で6戸中4戸の空き部屋がありますが、その他の住宅は100%の入居率となっており、全体で95.3%の入居率となっております。根尾地域以外については、常に満室状態となっております。

以上、御答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

地域的なこともありまして、根尾以外は今100%ということをお聞きしました。多くの方が大変利用されて、結構なことだと思っております。

2番目の質問で、天神前住宅は今年度大変きれいに化粧直しもされましたし、改装されました。南原住宅については、来年度に改修されるというような予算が組まれています。天神前住宅のことなんですが、高齢者が大変多くみえます。お聞きするところによりますと、高齢の方はできるだけ1、2階の方に移動というか、配慮をされています。若い人ができるだけ上の方へ入居しているというふうにお聞きはしておりますが、高齢の方が見えるということで、先ほどもちょっと言いましたが、高齢者とか障がい者に優しい住宅にかえていくというか、そういう福祉住宅化への改装について考えてみえるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

2点目の福祉住宅化への改装についてでございますが、近年、高齢者や障がい者の方に優しいバリアフリー住宅の建築が求められ、多くの自治体で整備が進められております。

本巢市におきましても、平成6年から8年の南原住宅の1階部分と平成13年建築の神海住宅では、段差をなくし、手すりを備えたバリアフリー住宅を整備しておりますが、これ以前に建築された天神前住宅ではバリアフリー化がなされておらず、入居者の方々に大変御不便をおかけしているところでございます。このため、今までに国の補助制度を活用したバリアフリー化を検討してきましたが、エレベーターの設置につきましては、構造的な問題から断念せざるを得ません。ただし、1階部分は南原住宅と同じように段差解消や手すりの設置などバリアフリー化することが可能ですので、入退去の状況を見ながら対応を検討いたします。

また、高齢化等で生活に支障がある場合につきましては、希望があれば、上層階から1階への転居も可能でございますということで、御答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

ありがとうございます。

今回こういう大きな地震が起きたわけですが、今、構造上よく見てみますと1本の階段しかないということです。若い人といえども、3、4階にはかなりの方もお見えになります。ですが、地震とか火災のときには自力で下の階へおりられないような状態であります。そういう状態を見て、私は本当に危険だなということを感じております。南のベランダから、火災のときははしご車で救出されるしかない。住んでみえる方に聞いたら、3階、4階にみえる人は、「私はここから飛びおりるしかないですね」とかというようなお話も聞きました。その点について、避難路とか避難に対する指導とか、そんなことは今入居者の方にされているのかどうか。また、そういう対策はしているのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

天神前住宅につきましてでございますけれども、震災、火災等の有事の際の避難につきましては、バルコニーの仕切り板を壊しまして、隣戸の階段を利用しまして安全に避難していただく構造となっております。入居時に「市営住宅使用者の義務」をお渡しして説明させていただいておるわけでございますけれども、先ほど理解してみえないというような方のお話ございましたので、再度説

明をするとともに、避難訓練の方を行っていただいておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思っております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

話を聞いていた中で、震災とか火災のときには大変危険になるだろうというようなことを入居者の方が言ってみえました。それで私は、ここで言うのもなんですが、南側に非常階段でもつけていただけたらというような話も出ておりました。防犯上の問題もいろいろあるんで、それがすべてではないんですが、北へ階段をおりて逃げられない場合は、隣の壁を破って隣へ移動はできると。そこに移動はできるけど、最終的にやっぱり階段があれば少しは安心できるかなというふうに思ひます。一度考えていただけるとありがたいなと、こんなことを思ひます。これは考えていただければいいんですが、今どうのこうのというわけではありません。そういう話もあったということでございます。

将来を見据えて、今後公営住宅についてはどのように考えていかれるのか。福祉化に向けていくのか、それとも民間のアパートとか住宅もかなり今普及しておりますので、かえていくという手もあるんですが、その点のお考えを少しお聞きしていきたいなと、こんなことを思ひます。

○議長（道下和茂君）

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

3点目の将来を見据えた公営住宅の施策についてでございますけれども、申し込みの状況から判断しまして、現時点では新規住宅の建築は予定しておりませんが、将来的には公営住宅需要の動向を見ながら検討すべきと考えております。また、既存の住宅につきましては、長寿命化を目的としまして外壁や屋根の改修を順次進めるとともに、末永く安全・安心な住宅を供給できるよう適切な維持管理に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。

入居者の方に安心して住んでいただけるような住宅の施策を進めていただきたいなと、こんなことを思ひます。この件につきましては、以上で終わります。

3点目の質問に入らせていただきます。地域活性化への取り組みということについてお尋ねをい

たします。

地域活性化に取り組む団体を支援しようと、全国の地方新聞と共同通信社が創設した第1回地域再生大賞の受賞団体が発表されまして、大賞は静岡のグラウンドワーク三島で、水辺の環境の再生を目指すNPO法人で、三島での幅広い取り組みはボランティア活動の成長モデルです。人材育成も含め、組織としてすばらしいと大賞に推されまして。

それで、地方新聞46社と共同通信社が都道府県ごとに原則1団体ずつ50団体を推薦し、識者らでつくる大賞選考委員会が審査して、第1回の地域再生大賞が発表されたということです。地方新聞とといいますと、岐阜では岐阜新聞だそうです。岐阜新聞と書いてありました。

岐阜県で推薦されたのは飛騨小坂200滝というグループなんですね。ちなみに、その賞には入らなかったんですが、飛騨小坂200滝というのは下呂市の小坂町のNPO法人で、飛騨小坂200滝は、信仰の山として知られる御嶽山ろくの小坂町内にある多数の滝を観光資源として活用した滝めぐりを企画運営をしている。会員の96人のうち28人がガイドとなり、初級から上級までの13の滝めぐりコースを案内して、ふるさとの自然や文化を市内外の人たちに伝えているエコロジー思考の高まりから人気を集め、地域経済活性化にも波及効果があらわれていると。これが岐阜県から推薦されたというふうに書いてありました。

本巢市の平成23年度の予算の中で、地域コミュニティー支援で地域支援ボランティア人材バンク立ち上げ、また募集、啓発活動などを行うと。また、特産品開発の事業、観光資源開発事業が地域の活性化につながる事業と今年度上がっております。大いに期待しているところであります。本巢市においては、特産品や観光地にあまり恵まれていない、特産品はあるんですが、観光地になかなか恵まれないということがありますが、今回予算の中に上げられまして、具体的な構想があれば、大変興味を持っておりますのでお尋ねをいたしました。よろしくをお願いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、新年度予算に計画をしております地域活性化への取り組みにつきまして、具体的なその内容につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、地域コミュニティー支援事業についてでございますが、地域コミュニティーとは、地域の課題を自分たちで解決していけるような仕組みを目指すものでございます。新年度につきましては、生涯学習や社会教育の領域において、市民相互の信頼のもとに生きがいつくりなど多様な生涯学習を推進するために、学校教育支援や青少年健全育成支援を行ってまいります。

また、子育て支援といたしまして、公民館などの社会教育関連施設や学校などを活動の場としながら、教育、伝統文化、スポーツなどの地域支援ボランティアとして、地域社会や地域ニーズにこたえるサービスを提供できる仕組みづくりを考えております。

このため、地域支援ボランティア人材バンクを立ち上げまして、ボランティアをしていただける

方の得意分野や必要とする分野につきまして広報等で募集をし、登録をしていただきます。このバンクに登録をいただいた方には、コーディネーターが地域のニーズに応じ、連絡調整等を行い、活動をしていただくこととなります。

あわせて、市民みずからが有します知識や経験、能力をまちづくりに生かし、行政とパートナーシップのもとに協働の仕組みづくりや環境づくり、事業に関する企画立案などの活動を行っていただきますまちづくりパートナー制度、こういったものの創設を考えております。この二つの制度につきましては、既存の市ボランティアセンターとも連携をしながら制度、仕組みづくりを考えてまいりたいというふうに考えております。こうした活動を市民に紹介しながら、地域のためになる活動をしてみたいといった人がふえることを期待するものでございます。

次に、特産品開発事業について説明をさせていただきます。

本市には数多くの特産品がございますが、これをふるさと自慢の特産品とすることや、地域にある物産や固有の文化・歴史を生かした新しい地域産品の研究開発によりまして、新たな特産品をつくり出す必要がございます。このため、本巢市商工会に特産品の研究開発を目的とした組織の立ち上げを依頼しまして、特産品の研究開発をしていただけます個人、団体への支援を行うものでございます。

次に、観光資源発掘事業について説明をさせていただきます。

本市では、平成19年度に本巢市観光協会を設立をいたしまして、観光PRや観光客の受け入れ体制の法整備を図ってきたところでございます。この事業は、さらに観光客の集客を図るために、新たな観光資源の発掘や活用方法のほか、既存の観光資源のPR方法、特産品開発及び販路の拡大などについて、専門的な知識やノウハウを有します観光アドバイザーから助言、提言を受けるものでございます。

こういった数々の取り組みによりまして、地域の活性化を今後図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

詳細につきましていろいろと御説明をいただきました。実現に向けて、これから立ち上げていくというのが多いかと思えます。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですが、いずれも委託をしたり、商工会に任せるとかそういうお話があったんですが、やはり役場の庁舎の職員がある程度担当しないと、なかなかお任せだけでは事が進まないんじゃないかなと思っておりますが、何課においてどれくらいの職員の方が担当されるのか、それともそこまではちょっと考えていないのか、その辺のところをお聞きしたいと思えますが、いいですか。

○議長（道下和茂君）

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

市民協働といいますと、当然、行政も市民と対等な立場でこういった事業に取り組むということでございますので、まず市民協働としての醸成、意識の改革、そういったことにつきましては、市民も職員もそういったことをまず勉強する必要があるというようなことで、そういったことにも取り組んでまいります。今言いました支援ボランティア人材バンクにつきましては、社会教育課の方で新年度に新たに緊急雇用を採用しながら制度を立ち上げていくというものでございますし、また現在、まちづくりパートナー制度といったものについては、企画部の方でそういった制度を考えておるわけでございますが、それと同時に、先ほど言いましたように既存の市のボランティアセンターもございます。こういったものと連携を図りながら、今後そういった制度づくりをしてまいりたいというふうに考えております。

確かに、議員のおっしゃられます特産品の開発事業とか観光資源の開発事業につきましては、市民協働ではなくて既存の商工会とか、あるいは観光協会、こういったところとも連携を図りながらお願いする事業もございますので、その辺は御理解を賜りたいと思います。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

よろしく申し上げます。

今、答弁の中にいろいろと出てまいりました。2番目の質問ですが、市民との協働が必要ですが、どう巻き込むのかと、お答えいただいたようなところもあります。

ちょっと話が飛んでしまいますが、私はこの1月の終わりに島根、鳥取の方に研修に行かせていただいて、有名な「水木しげるロード」の観光振興についていろいろと視察をさせていただきまして、その中で、事業としては平成が始まってからスタートして、事業実施期間は平成の4年から平成8年、4億4,000万ぐらいを使って事業を進めていったと。水木しげるロードを観光開発でつくっていったということで、大変特異な例なんです、その中に民間の方もすごい協力して、「ゲゲゲのしげる会」ですね。水木しげる氏のファンクラブ、これが平成8年に立ち上がって、水木しげるロードを育てる会、自主的な清掃、防犯活動に携わってみえる、これが平成7年の10月。鬼太郎音頭保存会とか、いろいろと催しをしてみえる方とか、イベントに参加される会ですね。水木しげるロード振興会、商業振興団体、これが平成10年、いろんな方が協力してみえると。こんなことを視察の中で勉強していったわけですが、それから平成の10年から15年あたり、入り込み客集というのが平成14年から書いてあったんですが、60万人ぐらいいまして、21年、22年、最近になってテレビ放映の爆発的な人気を呼んで、370万人の入込み客があったと。運営事業費も黒字になって、本当にそういうのがあって初めて、本当に特異な例なんです、そのスタートになるようなことがあれば本巢市もいいなと、こんなことも考えております。ぜひともそうした市民も巻き込んだ活

動ができるといいなと思いますが、2番目の質問、そんなことで質問をさせていただいてよろしいですか。

○議長（道下和茂君）

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、2点目の市民をどうやって協働に巻き込んでいくのかというようなことで、ただいまグラウンドワーク三島とか、それから水木しげるロード、こういった例を出されて、すばらしい協働事業につきまして紹介をいただきましたけれども、いずれにしても、協働といえますのは、やはり市民、それから市民活動団体、地域、行政がそれぞれの特性や資源を生かし、対等な立場に立って協力し合い、地域や社会的課題の解決に当たることだというふうに考えております。

協働を進める上では、対等、相互理解、説明責任、自主性、自律性、こういった支え合いとか、自然体、自分自身でできることから始めていくといったことを原則としまして協働を進めるためには、話し合い、役割分担とか学び合い、あるいは自由な発想、そういったことを情報共有することが前提となるというふうに考えております。これからのまちづくりには協働が重要なことではございますが、市民の側、また行政の側にもその必然性がまだ十分理解がされていない状況にあるというふうに思われます。このため、ワークショップや地域懇談会、パブリックコメント、それから先ほど紹介しましたまちづくりパートナー制度、こういったものによりまして、市民が市政に対し参画や提案がしやすい環境づくりを推進しなければならないというふうに考えております。

その一つの例といたしまして、今年度、市立公園の管理につきまして、岐阜高専の地域貢献型事業の一環としまして、同学生をファシリテーターとしました住民参加型ワークショップを開催いたします。このワークショップでは、公園の利用者に自由な意見交換をしていただき、この中での意見や要望を施設整備や管理に反映させることによりまして、利用者みずからが整備する公園、あるいは利用者の公園といった意識が醸成されまして、市民協働による公園管理を行うことができるのではないかと考えております。

また、新年度では市民活動への参加の動機づけといたしまして、新たにボランティア市民活動表彰事業といったものも創設をいたしまして、市民協働事業に対する意識の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

いろいろお聞きしましてありがとうございました。

ぜひ実現に向けて一步一步進んでいただきたいと思います。

市民も本当に協力して、行政に任せるばかりではなくて、そういうのに興味を示していただく方を少しでも募って、参加していかなければならないと、こんなふうに思いました。ありがとうございます

いました。これで質問を終わります。

○議長（道下和茂君）

ここで暫時休憩をします。この時計で13時から再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

午前11時33分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、通告してあります大きな項目としては2点、細目についていえば全部で5点になりますが、よろしくお願いします。

質問に入る前に、前に発言された皆さんが今回の大地震のことについて触れられましたので、繰り返しは避けますけれども、1点だけ、ちょうど大地震が起きたときに、中国の友達から電話が入りました。また、その娘からメールが参りました。このように、よその国でも今の日本の状況について非常に心配されているという状況の中で、最初、本日の冒頭に議長が言われたように、議会としても、議員としても、でき得る限りの協力・支援をしていきたいということを申し上げておきたいと思います。

それでは、質問に移らせていただきます。

第1番目は、住宅リフォーム助成制度についてであります。

これにつきましては、昨年12月議会に住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願が提出され、議会としてこの請願を採択したところであります。したがって、市長としては前向きに検討されている最中だろうというふうには思います。そういう状況の中でも、私の考えを申し上げながら、市長の見解をお伺いしたいと思います。

住宅リフォーム助成制度というのは一体何なのかということ、ごく簡単に、改めて申し上げたいと思います。ごく簡単な住宅のリフォームという場合が多いわけでありますけれども、住宅のリフォームをする際に、特に中小業者になりますけれども、市内の業者を使ってリフォームした場合には一定の補助をしましょうという制度であります。

このことによって、実際の助成額の10倍以上の経済波及効果があるということが全国各地の例でも実証されていますし、そのために岐阜県内において、12月議会のころには可児市と飛騨市、2市でありましたけれども、その後1月から美濃加茂、2月から郡上市、そしてこの4月からは羽島市、恵那市でも始めるというふう聞いていますし、そのほかの多くの自治体でも前向きに検討していくという答弁が12月議会ですまされています。

そういったこと、また今のこの経済状況の中でやるにしても、ゆっくりやるのではなくて一日も

早くこの制度を創設して、住民に、そして市内の中小業者のところにお金が入り、またそれが市内で循環をする、そうした効果を一日も早く生み出していくことが求められていると思います。

そういう点で、先ほど申し上げたように、前向きに検討されているというふうには思いますけれども、一日も早く実施することが必要だという観点から、改めて市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、住宅リフォームの助成制度につきまして、お答えを申し上げます。

鵜飼議員が御指摘のとおり、今の緊急経済対策を目的ということで、県内では現在4市が助成制度を実施しております。新年度から、先ほどのお話のように、新たに2市が実施する予定になっております。

住宅リフォームにつきましては、先ほどお話のように関連産業が大変多岐にわたっておりまして、すそ野も広いということもあって、地元経済の一定の波及効果があるということは私も認識しているところでございます。

現在、既に先行して実施しております他市の状況をお聞きしましたところ、市内事業者への経済効果を考えた場合、その対象の工事業者とか対象工事等を、いわゆる助成の要件について改善する必要があるというようなことで、先行した1市におきましては、23年度からまた助成要件をもっと厳しくするような市もございまして、こうしたことから、制度の導入につきましては、地元経済により実効性のある制度にするというために市内事業者の状況、既に実施または今年度予定をいたしております県内他市の事業効果というものを検証した上で、助成の実施というのを検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、景気対策云々についていえば、今年度、昨年度に比べて多額の増額をして、市内業者をこれから助けると言いましょうか、市内業者の方々に稼いでいただくというようなことで、経済対策事業で昨年度より1億近い金額をふやして工事も今年度実施しようとしておりますし、それについてはほとんど地域のそれぞれ皆さん方に生活環境の向上もあわせてやるということで、いわゆる景気対策と生活環境の整備と両面にわたっての対策を来年度も重点的に実施するというにいたしております。

そういったことで、この住宅リフォーム制度もその一環として、今後検討の課題にして、できるだけその他の市町の状況を見きわめた上で、実施について検討してまいりたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

改めてお伺いしますが、実施について検討という言葉はどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

最初に申し上げたように、議会として請願は採択した。前向きに検討をしていくということなのか、そういったことも全部ひっくるめて、もともとのこの制度そのものをやるかやらないかということから出発して検討をされるのか、どちらでしょうか。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

議会の請願の採択ということについては、大変重きを置いておるところでございます。そういうことで議会の議決があったということでございますので、十分意を体してやってまいりますけれども、先ほどから申し上げておりますように、景気対策というのは本年度、今の工事を中心として新年度に大幅に取り組もうということで考えておりますので、とりあえずはまずそちらをやることには、あわせてということはすぐ今のところでは考えておりません。これはまた他の市町の状況を見ながら、年度の後半もしくは新年度以降に、いわゆるもう1年後の事業以降にそれぞれ考えていきたいというふうに思っております。今年度のすぐに補正してでも、もちろん当初予算は組んでおりますので新年度そうそう補正云々ということでは、まだそこまで、今市内の6市の状況を十分見きわめて、本当にそういう効果云々というの我々なりに判断させていただくということと同時に、市内の事業者の状況というのもしっかりまた把握させていただきたいということございまして、そういうことも踏まえながら、できるだけ早急に結論を出して、実施に向けて検討をしてまいりたいということでございます。

すぐ補正でどうのこうのとかいうお約束はなかなか申しかねますけれども、できるだけ早い時期にこういった助成制度の検討というのを済ませて、実施に向けて前向きに進めてまいりたいということでございます。いずれにいたしましても、市内事業者の状況と、そしてまた今年度やろうとしております3億近い景気対策の事業の執行も見ながら、この兼ね合いで検討をしていきたいということでございます。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

後半部分についてはまあそれで理解をいたしますが、初めのうちに、新年度の後半あるいは新年度というふうに言われたので、新年度、要するに24年度ということでは、今言われた早急にということがともなりませんので、その部分は取り消していただいて、せめて後半に向けて、今言われた答弁で進んでいくということで理解していいでしょうかね。

それでよければ、もう答弁は結構ですが。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

先ほど申し上げましたように、24年度云々ということではなくて、できるだけ早い時期にそういうことを検討して、実施に向けて前向きにやっていきたいということでございますので、24年とか23年後半というお約束はできませんけれども、議会の請願というのは重きを置いて、ちゃんと意を体してそういう方向で、十分検討の上進めていきたいということでございますので、決してそれは、時期等のお約束は、この場ではお約束できません。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

言葉じりをとらえるようですが、何もいつやるということを行っているわけではなしに、あなたが早急にというふうに言われたのは、24年度では早急にはならないんだよということを言っているわけで、だから、いついつやるということを確認しなさいと言っているわけではないんですね。だからそのあたりを間違えないように。

いずれにしても早急に、議会の意も体しながら実施に向けて取り組んでいくという言葉がさっき言われたので、そのことで結構でございます。

では2番目の、後期基本計画、また第2次行財政改革大綱等に関連してということでお伺いをいたします。

第2次行財政改革大綱等というのは、大綱にあわせて実施計画があり、さらに実施項目表というのがあります。議会に配付されましたのは実施計画までであります。ただ、本巢市のホームページに実施項目表というのも載っておりますので、それをいろいろと見、また自分なりに考えましたので、そういった中身に触れて4点お伺いしたいと思います。

3月4日まで、この第2次行財政改革大綱などについてのパブリックコメントがなされておりましたので、一市民という立場から幾つかの意見は出しておきましたけれども、特にこの場で申し上げたいという4点を質問いたします。

第1番目であります、自治基本条例の制定についてということであります。

この自治基本条例、所によっては町づくり基本条例という場合もありますし、言葉はさまざまありますが、いずれにしてもこうした条例を制定する自治体がふえてきています。今後の市政運営の柱として、後期基本計画、あるいは行財政改革大綱、さらには市長の所信表明等でも市民協働や市民参加という言葉が繰り返し使われています。

この自治基本条例というのは、そうした市民協働、市民参加の保障となるべきものだというふうに私は理解しています。したがって、当然この自治基本条例の制定に向けた何らかの動きが、あるいは考え方が行財政改革大綱あるいは後期計画に含まれているというふうに思っておりましたけれ

ども、残念ながら一切言及がされていません。わずかに市民協働指針に触れているだけであります。

5年間の計画で、この指針しか考えられないというのは本当に寂しい気がいたしますし、市民協働の本気度が問われる、そういう問題ではないかというふうに思っています。ぜひ条例の制定を進め、市民協働を名実ともに市政運営の柱にすべきだというふうに考えておりますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、基本条例の制定ということでの回答を申し上げます。

私も市政運営のときの所信表明等々でも何度もお話をさせていただいておりますけれども、地方分権型社会を迎えまして、これからの市政運営というのは、一層、自主性、自立性を発揮していく必要が出てくると。そのためには、市民の皆さんの活力、創意を生かしながら、いわゆる行政と市民とが協働で市政というのはしっかり進めていく必要があるというふうに思っております。

しかしながら、昨年の6月に実施いたしました市民意識調査によりますと、自分や家族に関心があるものとかかわりがあるものにつきましては市政に参加したいと回答された方が多かったんですが、市政には積極的に参加したいというふうに回答された方というのは全体の8%ぐらいということで、まだまだ市民の皆様には、協働ということの必然性が十分理解されているとは言いがたい状況でございます。

そのために、先ほど若原議員の御質問でも企画部長がお答えを申し上げましたように、新年度では市民協働に関する環境づくりということで、今まで21年からやっておりますまちづくり楽校を継続すると同時に、新たにコーディネーターを配置したボランティア人材バンクというようなものを立ち上げてまいりたいと思っておりますし、また体制づくりといたしまして、新たにまちづくりパートナー制度というものの導入、またモデル事業ということで公園の共同管理事業なども実施をしていきたいというふうに思っております。

また、仕組みづくりといたしまして、市民協働の役割分担、協働、連携のあり方に対する基本的な考え方を示した、先ほど市民協働指針ぐらいではとお話がありましたけれども、今その市民協働指針というのをまず策定して、ワークショップ、地域座談会、そして情報提供もしながら、具体的に市民協働事業のそういったものを積み重ねることによって、先ほど申し上げた市民の意識がまだ8%ぐらいというそれを、意識を高めていただく。まずそれをやっていこうじゃないかということで、新年度からはまず機運づくりというものに取り組んでいきたいなあというふうに思っております。

先ほどお話がありましたように、条例を云々という話がございますけれども、この条例をつくるより前に、まず意識の醸成というのを図っていききたいというふうに思っております。これはなぜかと申し上げますと、市民協働というのは私ども行政側からの一方通行でできるものではないという

ふうに私は思っております、こうした地道な取り組みを通じて、実のある市民協働の仕組みづくりというものができるんじゃないだろうかというふうに思っております。

そういったことから、条例の制定につきましては、こうした市民の皆さんの意識の高まりと、こういうものを受ける形で市民の皆さんの意見をお聞きしながら、条例制定というのに進めてまいりたいというふうに考えております。決して条例制定を否定するものではございませんが、条例制定に至るまでには、私の考え方としては、まず機運が来ないことには、市民条例を云々とやっても実のあるものにはならないんじゃないだろうか。それよりまず指針のようなものをつくって、まずそれで市民の協働の意識というものを高めていただいて、そしてそれから市民みんなでやっというふうな条例へと高めていければいいかなというふうに思っております、とりあえずは地道かもわかりませんが、こうした取り組みを着実にやることによって市民意識の醸成というのを図っていきたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

市長の言われることを否定するつもりはありませんが、一般的に自治基本条例をつくったというふうな質問であればそうだと思うんですね。これはあくまでも5年間の計画です。5年間で指針をつくりましょうというだけの話では、最初に申し上げたようにいかにも寂しいのではないかと。指針をつくり、さらに条例制定まで至るかどうかは別にして、そのことの検討がこの5年間の間に一切なされないということは不自然ではないですか。

ついでに申し上げますと、市民と対等の立場でということを繰り返し、先ほどの企画部長の答弁にもありましたけれども、市民と対等の立場でというふうに言われますけれども、現実問題としては、市民と対等の立場になるわけではないですね。情報量がまず圧倒的に違います。片や、市民はこうした市政に参画する場合、みずからの仕事をやりながらその余裕のある時間、あいた時間をこういった市民参加、あるいは市民協働という形で参加してくるわけですね。でも、行政側は仕事としてやっておるわけです。状況が全く違う中で、対等やあるいは同じ立場で協働してやっというのとはなかなか困難です。だからこそ、それを保障するものとして自治基本条例というものがつくられているんじゃないかというふうに思います。

ちなみに、本巢市が交流をしております越前市の自治基本条例について、このように書いてあります。少しだけ読んでみますと、市に住み、働き、学び、活動するすべての人が市政に積極的に参加し、また市と協働するとともに、みずからの判断と責任のもとに、その知恵と活動を生かしたまちづくりを行うなど、市民主体の市政を推進し、真の市民自治を確立するために制定するんだと。そしてさらに、第4条でこのように言っています。「市民自治の基本理念」というところでありますけれども、「私たち市民は、市政に関する情報を共有し、みずからの判断と責任のもとに市政に参画し、協働することを基調とした市民自治を確立することを目指します」と。

まさにそのとおりだろうと思って見ておりましたけれども、こうしたことを今例えば23年度にやりなさい、24年度にやりなさいという気はありません。けれども、5年間の計画の中でこうしたことが、最終的に先ほど申し上げたように条例という形で具体化できるかどうかは全く別問題としても、計画の中にその検討すら入っていないということ自体が私は不思議ではないかというふうに思うんですね。

当面の取り組みとしては、市長が言われたことについて異論を申し述べるつもりはありませんが、くどいですがけれども、5年というスパンで考えたときに、今の形だけでいいのかどうかということはやっぱ疑問だろうと思うんです。その点について、改めてお伺いします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今、議員お話のとおりだというふうには思います。私は、基本的にはさっき答弁で申し上げましたように、最終的には条例制定のところまで行くのがいいことかなというような思いをしていますし、今最初から条例を云々ということでは、進めていこうということでは考えておりませんが、ただ先ほど総合計画の中で、5年間の間にいわゆる条例の制定云々も入っていないというお話でございますけれども、これは総合計画に入っているからどうだ、入っていないからどうだという部分ではございませんで、先ほど申し上げましたように、協働指針等々で高まりが出てくれば5年かその間に、2年、3年でも条例制定というのはできるわけでございますので、別に今の条例は検討すらも入っていないから検討しないのかというレベルの話ではないというふうに思っておりますので、市民に意識が高まってくればそういうものにやっていけばいいわけでございますし、議会、そしてまた市民の皆さん方からそういう要請によっても早く、できればそういうことをやっぴいかなきゃいけないという土壌づくりも高まっていくんじゃないかという思いもいたしております。

決して総合計画の中に入らないから検討もしないというようなものではございません。この条例そのものを否定する、そのために計画から落としているというようなことはございません。基本的には、議員の御指摘のようなことは念頭に置きながら、市政の運営の中で考えていきたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

せっかく今、後期計画をつくり、また行財政改革大綱、実施計画をつくるのであれば、そのことが触れられない。触れなくてもやらないという意味ではないというふうに言われるけれども、これはせっかくつくるときに入れられないということ自体が不思議だというふうに私は申し上げているんです。

あんまり時間がないので、最後に一言だけ申し上げておきますけれども、前の市長のとき

に、東京の狛江市へ視察に行ったその結果として、市民参加と協働に関する条例というのが、同じようなものですができておりました、それをいろいろ学習してきました、当時、本巢市でもつくったらどうかというような提案をいたしました。それについて当時の市長は、後期計画で考えていきたいというふうに答弁をいたしました。藤原市長になって、2回目の6月の定例会のときにこのことについて申し上げました。市長は、そういう方向でやっていくというふうに言われました。だから私は、最初に申し上げたように、今度の計画の中に、制定をするとまでは言わなくても、少なくともこれについての言及というのがあってしかるべきだろうと。なくてもやらないということではないというふうに言われるけれども、やる気であれば、一言、検討課題として入れておくということぐらいは、最低やってしかるべきだろうというふうに思っています。そのことだけ申し上げて、次に移ります。

次は、指定管理者制度についてであります。

この後期計画、あるいは行財政改革大綱を見ますと、指定管理者制度についてはよく検討をしていくんだというような書き方がされていますし、そのようにとれるような書き方をしておりますけれども、実施計画や実施項目表では、明確に導入というふうになっています。

指定管理者制度は、既にこれまで社会福祉協議会を指定管理者として、あるいはもとの第三セクター関係をそれぞれのところに指定管理しているという実績がありますけれども、今回出てきているのは、富有柿の里、市民文化ホール、根尾谷断層観察館、さくら資料館、糸貫川スポーツプラザ、この5点が指定管理者制度の導入というふうに明記されています。そして、実施内容というところを見ますと、市民サービス向上を図るというふうに書いてあります。

御承知だと思いますけれども、岐阜県が県立図書館を指定管理者制度導入の対象にしましたけれども、いろいろ問題があり、あるいは反発があって結局取りやめたというふうに私は聞いておりますけれども、結局、指定管理者制度になじむ施設とそうでない施設があるというふうに思います。そういったことが十分精査された上でこういった導入という方針がなされているのかどうかということが1点と、それと最初に申し上げたように、大綱と実施計画とやっぱり表現が違う。とらえ方の問題も一部分あるかもしれませんが、少なくとも、検討あるいは何が有利かということを検討するというふうに書いてあるものと、導入というふうに書いてあるのとは明らかに違うと思うんですね。そういった整合性の問題も含めて、お考えをお伺いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは2点目の、指定管理者制度につきまして御回答申し上げます。

公共施設の管理運営につきましては、本市の施設のうち、全体では170ほどあるわけがございますけれども、今、指定管理者制度の導入を検討すべき施設としては45施設であります。現在、20施設を導入しているほか、第1次行政改革実施項目において、先ほど言われましたように、市民文化

ホールを初め6施設において導入の検討をしてきたところでございます。

議員御指摘の総合計画、後期基本計画、それと第2次行財政改革大綱実施計画、同実施項目表の整合性につきましては、第1次行政改革におきまして、これまでに導入の検討をしてきた施設につきましては導入を図るといような表現としておりまして、施設の維持管理費、運営方法につきましては、アウトソーシングなどの導入の検討がまだなされていない施設につきましては、民営化、指定管理者制度、民間委託など、それぞれ比較検討することによりまして、最も有利な手法の選択を行い、公共施設の管理運営を進めるものでございます。なお、総合計画、後期基本計画では、市民のパブリックコメント等を踏まえ、先ほど検討とかいろいろ表現が違うと言われましたが、パブリックコメント等を踏まえまして導入または活用といった表記に修正をしております。

また、第2次行財政改革大綱におきましては、先ほど説明しました手法の比較検討を行うという記載をしているものでございます。御理解を賜りたいと思います。

指定管理者制度の導入につきましては、なじむものなじまないもの等々あるわけでございますけれども、住民の施設の利用状況あるいは施設に対するニーズなどを把握しまして、制度の導入によりまして住民サービスの向上につながるかどうか、そういった観点、そのほかコスト削減の可能性、あるいは施設管理の安全性、こういったものを比較検討しながら、導入の是非について判断をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

必要な是正はしたということでございます。

念のために、もう一点だけ申し上げておきますと、今、本当に住民サービスの向上を図るといふふうに書いてある。そのことが重要な問題として今言われました。そのことの判断は、だれがするんですか。行政だけでするんですか。あるいは利用者の声を聞きながら、こういう形とこういう形があるけれども、どうなんだろうという問いかけも含めてやられるつもりですか。その点だけ、念のために伺っておきます。

○議長（道下和茂君）

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

本市は指定管理者制度のガイドラインの中にも、こういった指定管理する場合の基準ですね。例えばその施設の使用時間でありまして、使用条件とかその業務の範囲、こういったものについては、市民あるいは利用者の意見を聞きながら今後は考えていくということでございますので、そのように進めたいと思います。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

結構です。

では3番目に入りますが、3番目の市民負担増についてということでタイトルを上げています。

今回の行政改革大綱等を見ておりますと、量から質へということがたびたび言われています。このことについては単純に否定するつもりはありませんけれども、量から質への転化というのは、量が満たされていった結果として質に転化していくというものはあるわけでありまして。ただ、今回あまり繰り返されると心配になるのは、量を減らすために便宜的に使われているのではないかというような気が残念ながらしてなりません。

ということでお伺いするわけでありましてけれども、行財政改革大綱の中にはこのような文言がございます。市民生活の安定を最優先に考えた行政サービスを継続的、効果的に展開していくんだと。そのために、市民の視点に立ち、効率性を点検すると。あくまでも、先ほどの市長の話ではありませんけれども、今までの行政サイドからの考え方ではなく、市民の立場に立った考え方で物事を進めていくというふうに言っています。そういった観点から、市民負担増の問題についてお伺いをしたいと思います。

量から質への転換、あるいは受益者負担の適正化、総合的に考えて質問をいたしますが、特に今申し上げた受益者負担の適正化というのに10項目ございます。その10項目の中で、検診関係、各がん検診の受益者負担の見直しというのが、胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診と3項目あります。検診の受益者負担が700円から1,000円、乳がんが500円から1,000円、子宮がんが500円から1,000円というふうに書いてあります。これは実施項目表であります。

もう一つの健診は、各健診の受益者負担ということで、フッ素、サホライド等、これが200円から300円というふうになっています。健診関係が10件のうち2件、これです。

そしてあとは子ども関係の問題で、留守家庭教室利用料の改定3,000円から4,000円、さらに5,000円というふうになっています。あと保育料の負担とか、あるいはさらに保育園、幼稚園、保育料負担金、第3子の無料化を廃止するというふうに書いてあります。そのほか子ども関係が6項目、10項目のうち6項目が子ども、これは一体どういうことなのか。

藤原市長の主要な施策の柱というのは、子育て支援だろうというふうに私は思っています。こうしたことが本当にそうした方針と相入るもののでしょうか。私は、こうした子育て支援に逆行するような問題については見直すべきだというふうに思っていますが、まずその点についてお伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、市民負担増という御指摘のことにつきまして、行財政改革の中で盛られていることにつきましての御質問にお答えを申し上げますけれども、現在本巢市は、所信表明でもお

話し申し上げておりますように、単年度単位では健全財政というのは維持しております。しかし、数年後には交付税等の大幅な減少というようなことで、厳しい財政運営が強られるということが想定されております。それはそのとおりでございます。

こうしたことから、今回の第2次行財政改革では、今後もこうした健全財政を何とか維持していきたいというためには、受益者負担の適正化というのも取り組みの一つとして検討を進めていきたいということで打ち出させていただいております。

この検討事項の中に、先ほどお話のありますように、子育て支援に関係する項目、それから健康診断に関係する項目というものも入っているということで今の御質問になっておるわけでございますけれども、今後の財政状況を考えますと、一般論といたしましては、いわゆる行財政改革というものには聖域というものはございません。ただし、市政の政策と、先ほど議員の御指摘のように、重点を置いて取り組む施策の一つと、私が市政運営の重点の一つということで子育て支援というのを掲げさせていただいておりますし、今後もこうした支援策の充実というのには取り組んでまいりたいというふうに思っておりますけれども、少なくなる自主財源の中で、あわせて経常経費の見直しというのも大きな課題でございます。他の政策同様、検討対象としてやっていかなければならないというふうに思っております。

ただ、先ほど来お話のように、子育て支援もそうですし健診の経費もそうですけれども、現在見直しを云々と言っているのは、いわゆる他の市町と比較して、そして県内のそういうところ、それから、県から基本的な事業負担はこうですよと、そういうのに基づいて県からの補助金をいただいたりというような制度もございます。

そういったことから見ましても、かなり本巢市の金額が下回っているというようなことから、できるだけ他の市町により近づけた形で考えていきたいなあとということで、結局、他の市町よりも高くするというようなことは今、毛頭考えておりませんが、他の市町並みのということができないだろうかというふうに考えております。

そして、そういった検討の結果、応分の負担をお願いした方がいいんじゃないだろうかというようなことが出てくることも想定されます。そういったときには、市民の皆さん方にそういった応分の負担をお願いするというのも打ち出していかなければならないんじゃないかというふうに思っております。

子育て支援につきましては、先ほどお話が出ておりますけれども、私はお金のサービスだけ、ただ安ければいいとか金を出せばいいというもんじゃなくて、総合的に考える必要があるんじゃないだろうかと思っております。施設の充実とか人的サービスの向上というようなことで、先ほど議員もお話がありましたように、いわゆる量を拡大するというのもこれは一つの方法というか、こういうことを考えていかなきゃいけないと思っておりますし、子育てというのは多様な、それぞれ住んでいるところ、地域、また働くことへの対応、またそして事情がいろいろございますので、ニーズというのはさまざまなニーズがございます。

そういったことから、そういうさまざまなニーズに対応した、メリ張りのある施策で子育てしや

すい環境というものを構築してまいりたいというふうを考えておまして、決して子育て支援策の金を減らすことが子育て支援を後退させるということになるんじゃないくて、やはりもっと子育ての多様なニーズにおこたえする形で、あわせて拡大もしていかなきゃいけないというふうに思っております。そういった総合的な観点で、子育て支援策がどうだということを見ていただきたいなというふうに思っております。

一つ一つの事業が、今までの合併来、特例的になされております負担の問題等々は、ずうっと同じであるというふうじゃなくて、やはりできるだけ市民の皆さん方にも理解を得られるような形、と申しますのは、他の政策等も当然経常経費の見直しということで大きな課題になってまいりますので、そのときに一つの政策だけが例外扱いで、ほかのものは云々ということはなかなかならない。先ほど申し上げましたように、行財政改革には聖域はないということで、その中の一つの検討材料の中に取り組みさせていただいて、そしてもっともっと、部分的に考えるんじゃないくて、全体的に子育て支援策というのが充実しているなというふうに見ただければありがたいというふうに思っております。これからも子育て支援の充実というのには取り組んでまいりたい、そういう考えにはいささかの変更もございません。

〔18番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、答弁を聞いておましてちょっと不安を思いますのは、一つ一つのことを取り上げて言ってもらってもという話でありますけれども、それならば、本巢市としてはこれからもこういう子育て支援を、メニューをすべて出して考える。でもこの部分だけは少し下げさせてほしい。全体としてはレベルアップを図るんだというものを示した中でこれはやるべきじゃないでしょうかというのが一つと、それと今の経済状況の中で、特に若年層の生活困難というのは広がっています。

そうした中で、例えば国民健康保険税については現状据え置きという方針が出されておりますけれども、その中で、長引く景気低迷の中、市民への負担増を避けたい、こういう理由が上げられていました。まさにそういう立場に立って考えるべきではないでしょうか。

先ほど申し上げたものの実施年度は25年度であります。だから25年度にこれだけのことがやられるということは、まさに今、不況のもとで生活難を感じている若い世代に対して、さらに追い打ちをかけるようなものにならないかという問題を私は痛感しています。

それともう一つ、他の町と比べてというふうに言われます。ということは、藤原市長が子育て支援を重点にしてやっていくということも他の市町並みですか。よそよりは、僕は正直言って進んでいると思うんですよ。たしか去年の秋に、福岡の大牟田市から議員が視察に参りました。私もたまたま同席させていただきました。いろいろ懇談しておりましたが、本巢市は非常に子育てが進んでいるということで評価を受けました。よそよりも進んでいるということですから、よそ並みである必要は当然ないですし、本巢市として子育て支援をどれだけ重視しているかということのあ

らわれにしかならないというふうに思うんですね。

だからそういう点から、よそと比べるということは必ずしも必要ではないというふうに思っています。そのことが堂々と明記してあること自体が私は不思議でならないと思っています。そういう観点から、最初に申し上げたように、すべてを見てくれというのであれば、すべてを出して市民に理解を得る努力をすべきです。先ほど上げたようなものを廃止する、値上げする、これだけ出して理解してください、それは到底無理な話ではないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

先ほどから申し上げておりますように、子育て支援策というのは、お金が安いということが物すごく評価されて大牟田市が見に来られて、金が安いから進んでいるというふうには私はとっていないんですけれども、安ければそれは確かにいいんでしょうが、そうではなくて、いろんな子育て支援策というのを進めさせていただいておる。特に、乳幼児医療から含めてワクチンの接種、それから時間外の保育所等々、働く親にも、そしてまた皆さん方に、子育て支援策というのを一生懸命やっているというのが認められているんじゃないか。そしてまた、保育園とか幼稚園等々で子育て支援センターというのをつくって子育てもしっかりとサポートしている。そういった、いわゆる私はソフト事業が、一生懸命やっているということが進んでいるというふうになるんじゃないかと思っております。お金の安いということもそれは確かにいいんでしょうけれども、ただ安いだけが物すごく子育て支援が進んでいるというふうには私はとっておりませんで、ぜひその辺は、先ほど申し上げましたように、もっともっとほかの項目、これは今回行財政改革の中にはその見直し項目しか上がっておりませんけれども、子育て支援の指針等々、それから計画等々の中ではいっぱい事業項目は上げてありまして、またその中で実際もう既に取り組んでいるものもいっぱいございます。そういうものをこれからも支援計画の中で掲げられたものを、順次サービスを拡大しながら進めていくということで、量の拡大というのを図っていきたくて申し上げておるわけでございます。

決してやめるとか少なくするということが、後ろ向きだというふうには私は考えておりません。そしてまた他の市町というのがありますけれども、その他の市町云々というのは、金が安いから他の市町よりも云々というんじゃないなくて、やはり私は金ではなくて、先ほど申し上げておりますように、もっともっと広い部分で総合的に子育てというのを見てほしいよと。それは今回こういう議論の中に出ておりませんが、支援計画の中、そして実際にやっている事業等々を精査していただくと、そういうことを含めて大牟田市の方からも 多分見に来られたんだろうというふうに思っていますけれども、そういうことで決して他の市町よりも劣っているというふうに思いません。

今後もそういったことで、他の政策同様、子育て支援策のところについても一定の見直しをやっていきなさいなど。ただ、それはここに上がっているものがすべてどうなのかというのは、先ほどお話し、議論も出ておるところでございますので、また一方的にできるものではございませんし、議会の皆さん方の御意見、そしてまた関係者の皆さん方の御意見もお聞きしながら進めていかなきゃな

らないというふうに思っております。

それからまたお言葉をちょっと、私の方も言葉じりをとらえる話になって申しわけございませんけれども、本当に生活に困っている、それから大変だというのはまた別の仕組みがあるわけでございますので、また別途そういう形での支援策というのでやっていけばいいんじゃないだろうかと。それを子育て支援の中に、生活苦の話も全部ひっくるめてやっていくという話はちょっと何か、もっと違う観点で、それはそれ、これはこれという考え方でやっていかないといけないんじゃないだろうかとというふうに思っております。

いずれにいたしましても、子育て世代の金がたくさんかかるということは重々承知しておりますので、先ほど来お話し申し上げていますように、国の支援、県の支援におきましてもそういった負担を軽減するという制度の仕組み等々もいっぱいできておるわけでございますので、そういった観点で我々も国、県、市全部一緒になって、子育て支援というのをいわゆる国民的課題、そして社会的な課題ということで取り組む話だというふうにも基本的には思っております、その中で本巢市として少しでも他のところよりもいいことは何か、そしてもっとかゆいところまで手が届く、きめ細やかなサービスができるのは何かというのをこれからも考えながら、子育て支援の充実というのに取り組んでいきたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

大分認識のずれがあると思います。

それは置いておきまして、前に質問しました市民協働、市民参画、その中で市民の意見を聞きながらということ、先ほど指定管理者制度の問題については利用者等市民の声を聞きながら考えるというお言葉がありました。そっちの方はまだ具体的にありませんけれども、先ほど申し上げたようにこういったものは、利用料は、念のためにもう一回だけ申し上げると、留守家庭は3,000円から4,000円、さらに5,000円に、25年度に実施するんだというふうに具体的に書いてあります。ということは、こうした問題については市民の思いとか、そうしたものは関係なく行政としてはこうやってやっていくんだということを意思表示したわけですね。

ホームページでパブリックコメントをやっても、現実問題としてはせいぜい大綱、実施計画までしかほとんどの人は見ないと思うんです。その後のこうした実施項目表というのは、まず圧倒的多数の人が見ていないし、ほぼ100%に近いぐらいの市民は見ていないと思うんです。だから知らないと思うんですね、議会でももちろん提示されていませんでしたし。ここまで具体的に、3,000円から5,000円、信じられないぐらいの値上げだというふうに思いますけれども、こうしたことが市の姿勢、いろんな声を聞かずに進めるということになる。それで一方では市民協働、市民参画という、そこに矛盾を感じないんでしょうか。

だから、本当にどうしても今の状況の中でこれが必要だということであれば、もっと市民に問い

かけて、どうなんだろうという論議をすればいいじゃないですか。どうなんでしょうね。最後にそれだけお伺いしておきます。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今のお話の中で、パブリックコメントを出しているのに、上だけしか見ていなくて中の方は見ていないと、それは多分、市民に対する冒涇じゃないでしょうかね。私どもはパブリックコメントを出しているということは、当然最後まで見ていただいておりますんじゃないだろうかというふうには私は思うわけでごさいます、別にそれは後ろの方までは見ていないよというような話には、多分そんな話……。それでしたら、パブリックコメントをやる意味もないですし、パブリックコメントで受けた意見を堂々と、パブリックコメントではこうでしたということを我々は外向けにも御説明できませんし、行政改革推進委員会、外部の委員のところでもそういうお話ができないわけでごさいます。我々は当然、パブリックコメントに出たものは、総合計画もそうですけれども、基本的には関心のある方というんですか、そういう方々はすべて見ていただいておりますというふうに我々は思っております。決して、今、通しては見ていないとかいうような認識は持ってありません。

ただ、そういう中で、先ほど来申し上げておりますように、これから内部で検討もしてまいりますし、また外向けにも、また実質の段階になりますといろいろと御意見が出てこようと思っております。あくまでも実施計画の中で上げているものがすべてできるものばかりとは思っておりません。これは第1次の行財政改革大綱の実施計画でも御案内のとおりでございます。あそこに上げたものがすべてそのとおりになっているというふうではございませんで、日々それぞれの時代の流れ、それぞれの5年間という流れの中で、当然修正等々も出てくるものでございますので、そういった中でまた議論をしていけばいいんじゃないだろうかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほどパブリックコメント、ほかの人は見ていないよと、私はちょっとその意見には賛成しかねるというふうに思っています。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

少なくとも私が聞いた限りでは、見た人はおりません。だから、市長の言い方を逆に言えば、見ていない方が悪いというような言い方にもとれますが、それは時間がありませんので、次へ移ります。

最後になりますが、この第1次の行政改革に対して、今の市政がどういう評価をしているのか、どういう認識を持っているのかということが実施項目表に書かれています。このように書いてあります。

第1次の行革の補助金の見直しについてのことでありますけれども、補助金の見直しは、社会環

境の変化や効果、受益者負担を検証せず前例踏襲、地域慣例による交付がされているというふうに第1次の行革を評価しています。本当にそういう発想、そういう認識のもとに今回の第2次行財政改革に取り組みましたのでしょうか、まずお伺いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問の答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

補助金の見直しにつきましての答弁をさせていただきわけでございますけれども、後期基本計画、それから第2次行財政改革大綱、行革の実施項目の課題欄の記載内容につきましては、本当に間違った表記となっておりますので修正をいたすわけでございますけれども、補助金の見直しにつきましては、合併協議の合意によりまして補助金を交付してきました制度を、平成18年度に見直しを行い、経過措置期間を経て現行の制度となっておりますわけでございますが、そういった見直しの中には、当然、社会情勢の変化あるいは効果、受益者負担の適正化、検証、そういったものを見て見直したわけでございます。

したがって、第2次行財政改革においては、第1次行革の見直しをした後5年を経過する平成25年度を目途に、類似事業とか同一あるいは同種団体に対します補助金の整理・統合、あるいは補助金の目的、あるいは妥当性、効果の検証、あるいは周期を設定しましてさらなる見直しを図っていこうということで、第2次の行財政改革において明記したものでございます。

議員御指摘の第2次の行財政改革実施計画、実施項目表の現状と課題欄の記載内容につきましては、今説明した内容を記載しようとしたものですが、言葉足らずの記載となっていたことから修正をいたしましたので、御理解を賜りたいと思います。

〔18番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

本来ならば、この程度の話は、おかしいのではないかとということで企画部へ行って指摘をすれば済むことではありますけれども、あえて今回取り上げましたのは、今までの3点質問いたしました、こういった発想のもとに、どうもいろんなことがなされているという気がしてならなかった、それが原因です。だから、本当に一つ一つのことが、繰り返し市民協働、市民参画と言いながら、すべてそれを前提にしながら、市民の目線に立って物事を考えると言いながら、本当にそれに沿って物事が考えられ進められているかということに不安を感じたからであります。

これから言うことは質問に書いてありませんので答弁は結構でありますけれども、分庁舎方式の検討についてはこういうことが書いてありますね。その分庁舎方式をやめることの是非の問題は全く置いておきまして、書いてあるのはこういうことです。市民の利便性が向上するというふうに書いてあります。分庁舎方式をやめて市民の利便性が向上するから皆さん賛成してくださいとあって、

少なくとも、糸貫南部以南の人については賛成はしないでしょう。というふうに、言葉というのはきちんと使わないと、全く違うふうにとられたり、あるいは言葉どおりとっても今の問題なんかおかしいと思うんですけれども、正確を期すためにも一つ一つをチェックすることと、それと言葉は後で生きていきますから、それに従って物事を進めていく、実体を伴わなければ何もなりません。だからそういう点を改めて申し上げておきます。

あと3分ありますので、ついでですとて言葉の話で一つだけ申し上げておきますと、たびたび団塊世代ということが言われますけれども、私はその真ただ中の昭和23年生まれであります。団塊と言われると、全く個性を無視して一塊にして言われているような気がいたしますので、そういう言葉はなるべく使わんようにしてほしいということをお願いして、終わります。

○議長（道下和茂君）

続きまして2番 鏝本規之君の発言を許します。

○2番（鏝本規之君）

それでは、一般質問に移らせていただきます。

市長さんから所信表明等聞かせてもらって、また新規予算を読ませてもらって、それなりに感心はしておるわけなんですけれども、いいところはいい、悪いところは悪いというところで、非常に、さすがだなあというようなところも多々あるんですけれども、これは何ですかというようなところもありますので、そういうことも含めて少し物事をお聞きしたいかなあと思っております。

今回の予算においては、知恵と工夫でなされたというふうですし、また必要なところ、効果的なところ、そういうようなことも述べられておりますので、そういうことを含めて予算を見させてもらった中から、通告に従ってお聞きをしていきます。

本巢市始まってから初めてじゃないかなあと思われるような、市民の人たちのお声かけによって市民集会がこの1月に行われた。そういう中で、私も一傍聴者として参加をさせてもらったんですけれども、その中で樽見鉄道のことを問われておりました。いい意見もあれば、悪い意見もあろうかと思えますけれども、そういう中において、少し樽見鉄道のことについて市長さんにお伺いをしたいと思っております。

私は、通告に従ってということになっておりますけれども、なかなか逸脱することがありますので、ひとつ最初から御容赦をお願いいたしておきます。

樽見鉄道のことに関しては、このごろ新聞にもよく出ているんですね。このごろ出た新聞では、中日新聞のこういう新聞があったんですけれども、多分市長さんも興味があって読まれたかと思っております。

私も非常に興味がありましたので、この新聞を書かれた中山ヨウコという記者の人を捜し当てました。中日新聞に載っておりましたので、当然中日新聞の記者かなあということで探り探っていきましたら、系列会社であろうと思うんですけれども、東京新聞の記者だったんですね。その人と、電話でしたけれども、こういう記事を書いたことにおいて、当然調べに行ったであろうと。そういうときのじかに地元の人との接した中において感じたこと等々があったら、ひとつ教えていただけ

ませんかということで電話でいろんなお話をしました。約2時間弱お話をしたんですけれども、非常に親切に答えていただけましたけれども、この中で書かれているような問題で、廃線になると後が非常に難儀をすると。一たん廃止にすると、またそこに復活をさせるということにおいては非常に難儀をする。要するに、つくるとき以上の馬力が要りますよというようなことも言うておられました。また、廃線になると、私もここに来てまだ十数年なんですけれども、根尾なら根尾に上ろうとするときに、駅があれば駅名で、カーナビで検索ができるんですね。だけれども、地名もあまりよくわからない、知った店もない、電話番号もわからないというときには、幾らトヨタのカーナビがいいといっても、検索ができないわけですから行けないわけなんです。この中山という記者も、取材に行くにおいて、その目的地に行くのに非常に難儀をしたと。駅名があれば簡単にカーナビで行けたけれども、駅名がないばかりに難儀をしたというようなことを言うておられました。

そういうような中において、市長さんが沿線協議会の中でトップをなされている。その中において、いろいろなことが漏れ聞こえてきます。新聞にも結構書かれております。そういう中において、市長さんの考えとしては、樽見鉄道の存続に関して、露骨な言い方をするか、はっきりと物を言うかということになるんですけれども、存続を目指して物事をなすのか、廃線に向けての考えで物事をなすのか、そのところからお聞きしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、樽見鉄道の今後ということでお尋ねがございます。廃線を目指すのか存続を目指すのかというお話がございましたけれども、基本的には、何度もお話し申し上げておりますように、存続、廃止というのは、本巢の市長単独でどうのこうのということは、毎度お答えしているとおり、ございません。これは沿線5市町がありますし、それからまた岐阜県も入っていますし、それからまた西濃鉄道、それから住友セメントというような関係の機関がいっぱいございます。そういった方々との話の中で当然それが進んでいくだろうというふうに思っております。

先ほど鏑本議員がお話のありました、沿線協議会の会長を私がやっているというのは、これは補助金を、運営費補助をやるための5市町の協議会をつくっている。その会長が私ということでございまして、私が市長になる前までは大垣市長がやっておったわけでございますけれども、その後を引き継いでやっている。しかし、中身は沿線5市町がこれから樽見鉄道にどうやって支援をしていくか、運営費補助をしていくかということをそれぞれ協議して決定してきておるものでございます。

そういった中で、樽見鉄道の支援というのは、新聞等々で御案内のように、23、24年、2年間引き続き支援を実施していこうということで合意がなされて、今議会におきましてもその負担に応じた本巢市の負担額というのも予算の方に計上させていただいておるところでございます。

とりあえず2年、その後以降のどうするかというものにつきましては、新聞等々で御案内のよう

に、国におきまして、現在、地域公共交通に関する法律が制定するやに聞いておりますし、また国におきまして地方の公共交通のあり方というようなことで支援制度を抜本的に転換して、国、県が関与しながら地域の足を確保していこうというような、そういう仕組みをやっていこうというふうに進んでおきまして、そういう状況も見ながら、その後、24年度以降のものについては考えていきたいなというふうに思っております。いずれにいたしましても、沿線5市町で協議を行いながらやっていく問題であろうというふうに思っております。

先日、県議会の方でも第三セクター、鉄道の存続の支援というようなことで地元の県会議員の先生が御質問をされて、知事から答弁もいただいておりますけれども、知事もこういった国の制度の中で目いっぱい支援金をとっていききたいよと。そして、それを今既存のものところに持っていくことによって、県が負担をしておる補助金を他の単独補助の条件拡大というようなことで、この含みがございましてので鉄道等々への支援が出てくるかどうかわかりませんが、そういった拡大を示唆もされておきまして、我々はそういう国、県の動きも十分見ながら、そして沿線5市町で今後の方向をどうしていくかというのは十分協議していきたいというふうに思っております。

いたずらに、存続に立つのか廃止に立つのかという議論はしておりません。ましてまだそういうことは、今いろんな諸般の事情等々、先ほど申し上げましたような状況等も踏まえながら、また2年以降の助成はどうするかということは考えていきたいなというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

新聞等にもいろいろと書かれているんですけども、それは当たり前のことなのか、今の市長さんの答弁も当たり前のことかなあというふうには思うんですけども、私の聞いているのは、本巢市の市長として、樽見鉄道を存続に向けての方向で物事を向けていくのか、廃線に向けていくのかということをお聞きしたいんです。

なぜかという、その地域の自治体、要するに市長さんですね。この地域の人たちが樽見鉄道は必要なんだ、残したいんだと。残すべきだという熱い気持ちを持って、行政として引っ張っていけばそれが残るであろうと。この新聞の中にも、自治体の存続に対する熱意によって明暗が分かれるというふうに書かれているし、また市長さんたちが廃線に向けて走ったとして、結果として市民の方たちが難儀をして、そしてもう一遍復活をしよう、復興をしようという機運になった。その記事がこの記事なんです。そのときのエネルギーがすごいということなんです。ですから私は、藤原市長にお願いじゃなくて、藤原市長が今何を考えているのか。廃線に向けての考えが強いのか、存続させるためにはこういうことをしたいんだということで考えておられるのかということなんです。

他の市長がどうのこうのと言われますけれども、私もそれを聞く以上は自分も一人の議員として沿線5市町の市会議員の先生たちにアンケートをとりました。そして、おはがきをいただきましたし、手紙もいただきました。その中の大半、手紙が来た中で2人だけです、廃線に賛同というのは。

あとの人たちは、もらった手紙の中のすべてが、本巢市が存続という意思を見せるなら、それに対して何ら異存はしないと、そういう御意見なんですね。ですから、市長さんのお考えはどうかということをお尋ねしたわけであります。

いま一度お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

いろいろ御議論があろうかと思えますけれども、私はまだ存続とか廃止とかという気持ちを、どいう方向で決めているということとはございません。これは樽見鉄道ができた経緯等々も、ずうっといろんな状況を踏まえてまいりますと、やはり今この樽見鉄道というのは民間企業でございます。まるっきり4分の3以上は民間の企業の方々のいわゆる資本金で動かしていただいております。ございまして、そういう中で、我々は今その運営についての補助をしているということでございまして、そのものを廃止するか存続するかという決定権は我々のところにはございません。

今、会社の経営状況からすれば、我々が支援を続けている限りは多分存続するだろうと。我々が支援をやめれば廃線になるだろうという単純なことが今起きつつありますけれども、まだそういうところを、皆さん方、沿線5市町でそういうことを打ち切るとか、まだ支えていくんだとかいうようなことは、まだまだ議論をしているところでございまして、先ほど来申し上げておりますように、本巢市長一人がどうのこうのというものではないということだけは申し上げておきます。何度お話があっても、私がどうのこうのと、一人本巢市市長がどうであったからと、意見の中に本巢市さんの判断だ云々と、そういうはがき、意見があったというふうに今お聞きしましたけど、そういう話もあったこともかねてから聞いてはおりますけれども、沿線の5市町、いろいろ協議をしている中では、これ以上の負担はできないよということで、その中ならどうぞというお話の方が大半でございまして、我々も今樽見鉄道はどうだというのは、一番基本になるのはやはり何といってもこの今の厳しい経営状況、これを改善するということがイの一番でございまして。これが黒字転換、要するに赤字がどんどん減っていけばおのずと道も開けるし、これが赤字がどんどんふえていけば、どんどんと道は閉ざされるというようなこともあります。これは先ほど来、鏝本議員がお話あるように、本巢市長がどうこうしたから残るとか、本巢市長がやめたと言ったから廃線になるんだというような、そういう簡単なものではございませんで、これからも沿線5市町よく意見を言いながら、そしてこの地域の足、そして地域にとってこれはどうなんだということを議論する中で、支援するしないということも議論していかないかと思えますし、また先ほど来お答えしましたように、国においてまた法律改正もあり、そして支援制度も変わってきた。それに基づいて、県においてもそういった議論をする場がこれからつくられるというふうに聞いておりまして、そこにも我々も参加するというような仕組みになっておるのでございまして、そういう中で、基本的にこの地域の足をどうやって確保していくか。樽見鉄道云々だけではなくて、やはり地域の足をどう確保していくかという観点をしっかりと踏まえて、これはこれから議論していきたいなというふうに思っております。

ころでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

市長さんは、所信表明の中で、投資的効果のある予算を組んだというようなことも言っておられます。その中において、根尾の事業の中で、オカリナにおいては約900万近い補助金を出しておられる。また、今回においては8,000万近い淡墨桜に対する公園整備のような形で出しておられる。これはどこまでいっても、桜をただ育てるだけのための予算じゃないと思っているんですね。学生にオカリナを習わせるためにのみに使われるような予算じゃないと思っている。これが観光事業として他府県からいっぱい人に来てもらおうというような形で組まれた予算ではないかと思っている。

そういうことに対して、なったときに、予算は私は当然認めるであろうと思っている。そうすると、そういう先行的な投資がなされている。さあそれが事業としてよくなりましたよと、お客さんがいっぱい来るようになりましたよと。鉄道はありませんよと。これはおかしいじゃないんですか。ですから、そういう事業をやるにおいては、鉄道も持続をさせるということが前提の中にあってそういう予算が組まれているかと思っているから聞いたわけなんです。

その中に、確かに予算の中で切り詰めてやっていく中で、補助金をたくさん市が出すということは当然つらいことであろうと思う。また、他市においてもそうだろうと思うけれども、もう少しこの予算配分にしてもこの補助金の配分にしても、いかにも本巢市は多い。

それから、漏れ聞こえてくる中においては、大垣の市長さんが、私に言わせればたかが1,500万ばかりの補助金を出しておいて、言うことは人の3倍ぐらい言っておるといふふうに聞こえてくる。これは新聞社の人から聞いている話なんです。なぜそういう話が聞こえてくるかということ、沿線協議会そのものが密室の中で行われている。決められたことのみが発表されて、中でどういう会合がなされているかということが、要するにオープンにされていないと。今回、最後において、この前行われたものにおいては、何とかオープンにしてくださいということをお願いしたところ、オープンにしていただけました。その結果、新聞社の人もたくさんお見えになったということでしたけれども、ああいうふうにオープンにしてそういう議論をしてもらえれば、当然間違った誤解もないだろうし、市民の方もいっぱい聞きに来るだろうし、そして機運も高まるだろうとっておりますので、予算のことから含めて、補助金に対してでももう少し見直すように。大垣の養老鉄道においては、どういう加減か知りませんが、上手にうまいことやってあるような気がします。

そういうことも含めて、この沿線協議会のトップである市長さんは、何かお考えがありますか。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

補助金の負担割合、今の本巢市の云々ということで、鏝本議員からも、大変苦しい中でやってし

ているよということで、半分お褒めなのか何かよくわかりませんが、そんなようなお話をいただきました。

確かにこの本巢市は本当に多くの負担をいたしております。こういうものというのは、一度決まりますとなかなか変更というのは難しい。たまたま今お話にございました養老鉄道の場合は、お聞きしておりますと、人口割をなくして均等割にしたというようなことから、若干ずつ小さな町が負担がふえたというような格好になったようでございますけれども、本巢市の今の樽見鉄道の支援、沿線5市町のもの、20年度から22年度、前回の支援を決めるときに協議が行われまして、そのときに鉄道営業キロ割合と乗車人員割合というのを基準にしながら、ある一定額を出して、そしてその中で大垣、瑞穂、北方については、先ほど議員御指摘のように定額になっております。あと、本巢市と揖斐川町はその残ったものを鉄道営業キロと乗車人員をもとに決定したと、そういう経緯で22年度までの助成の金額になっているようでございます。そういう経緯を踏まえて、23年度、24年度の支援につきましても、この考え方に基づいた支援を行うということにしておるところでございます。

御指摘のように、この負担割合というのはなかなか見直しというのは厳しい。だれでもそうですけど、減るところはいいですけど、ふえるところはなかなか抵抗があるというようなこともありまして、先ほど申しあげましたように、これ以上の負担は困難だよと言っておられる町が多い中で、現在の負担割合が決定されたときも相当議論、そして調整の結果こういうものに落ちついたというふうに私どもは伺っております、この比率をこれから変えていくというのは、補助金をやめるという議論をすると同じぐらいの調整が困難だろうなというふうに思っております、我々は基本的には今現在この割合を踏襲しながら、その中で沿線5市町の協調というのをしっかりと構築していければいいかなあというふうに思っております。

どんな場合でもそうですけれども、負担割合を修正するというのは、たとえ10円、20円でも変えるというのはなかなか難しいというのが世の一般常識でございますし、まして税金でそれぞれ負担をする市町におきましては、やはりそれなりの理屈が出てこないと厳しいよというふうに私も思っております。やはり当時の経緯等を踏まえますと、今後もこの辺は大変困難だろう。いろいろ議論の余地はあろうかと思っておりますけれども、我々の思うとおりになるかどうかというのは、大変困難だろうというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

補助金については市長の言われるとおりですね。非常に難しいであろうと。相手のおることですからね。ですが、一つ、私も経営者の端くれとして一言言わせてもらおうとするなら、樽見鉄道を利用してお金の流れはどこに行くかということなんです。本巢のお金が大垣市のところに行って、大垣市は利益が上がっているんです。そういうことも含めて、きついかと思いますよ。それは確かに

市長さんも言いにくいだろうと思いますけれども、困難だからといってやらないではなくて、困難であっても立ち向かっていくのが本巢市民の代表である市長だと思っておりますので、大垣の市長ととことんやり合って、少しでも本巢の負担が少なくなるようにしていただきたいと思っております。

次の、3番目の経営権についてをいきますけれども、先ほども市長さんが言っておられたように、民間の企業だと言っておられるんですね。

そういうことを含めると、西濃鉄道そのものはどれだけ赤字になっても一銭のお金も出しておらんわけです。名前だけの株の取得者である。そういうことを踏まえたときに、51%の株を本巢市なりまた沿線の協議会が買うことによって、ただでもらえるかもしれません。取得することによって経営権が出てくるんですね。そういうことも考えはありませんか、お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

またまた難しいお話を……。経営権というのも、本当に先ほどからなかなか難しい話ばかりお聞きになりますけれども、樽見鉄道の株の保有割合というのは、先ほど議員御指摘のように、西濃鉄道が約50%、住友大阪セメントが24%ということで、4分の3が西濃鉄道と大阪セメントの株で動かされておる。したがって、重役等々、社長等も含めてこの2社の方々からの声のかかったというか、そういうことを受ける形で社長、重役等もおられるということでございまして、そのほか、岐阜県が12%、大垣市が7%、私ども本巢市は3%でございまして、瑞穂が1%、北方、揖斐川が各0.5というようなことで、先ほど来お話のありますように、この本巢市を含めて自治体には実質的な経営権は全然ございません。

なぜこういうふうになったのかといいますと、樽見鉄道を設立の際、国が第三セクターとしてこっちにお譲りするときに、全く素人に鉄道経営を任せるといわけにはいかんということで、当時、西濃鉄道がこの近くで赤坂の方に運ぶ線路を持っておるということで、鉄道経営のノウハウを持っておるということで西濃鉄道を主体にしてこれが立ち上がったというふうに伺っておりますし、そうだというふうに思っております。やはり専門的な知識がなければなかなか鉄道経営はできませんので、当時はそういうことであつたんだろうというふうに思っております。

現在もそういう流れからずうっと来ておりまして、先ほど議員御指摘のように51%、半分の株を持っていれば確かに経営権はとれますし、これから実施するそういうものになりますけれども、先ほど来お話し申し上げておりますように、岐阜県、大垣市、本巢市も全部入れましてもこれら沿線5市町、県を入れた六つの団体には鉄道経営のノウハウというのは持っておりません。結局は、経営をやってもまた同じようにだれかにやってもらわなければ経営はできないよということになるのかと思いました。やはりノウハウのない県も含めて5市町が経営権を取得して、樽見鉄道を運営していくということはなかなか困難だろうと思っておりますし、また沿線のほかの市町も、株を買って

まで経営権をもらって運営していこうというふうに合意ができるのか、そして参加していただけるのか、その辺もまた予測不能でもございますので、私は、現時点では経営権の取得というのに参加するというのはなかなか困難ではないだろうかというふうに思っております。

[2番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

経営権は51%、本巢市が3%持っている。そうすると、51%と3%、54%取得すれば、経営権及び人事権も持てるんですね。そういうことによって、樽見鉄道そのものの経営改善もできるだろうと思っております。そういうことも含めて、樽見鉄道をよりよくするために、また本巢市にずうっと存続させるためにも、難しいかもしれませんが、私は簡単なことは言いませんので、難しいことしかお願いをしませんけれども、そういうことも含めてもう少し前向きに検討していただくと、何かおもしろいものができるかと思っております。

樽見鉄道の件においては、また後で黒田議員が行うということでございますので、私はこの程度にしておきまして、次の議題に移らせていただきます。

弁護士などの資格を有する者を市の職員として採用してはどうかということなんですけれども、メリット・デメリットあるかと思えますけれども、たまたま私の顧問弁護士である新海弁護士がこういうようなコメントを何かの本に書いておりましたので、そのことも含めて少し市長さんのお考えをお聞きしたいと思っております。

私も市会議員をさせてもらって全部で4年ぐらいかな、真ん中が抜けておりましたけれども、そういう中で、私が見た市の書類、契約書、その他この議会の中においていろいろなことが行われている。そういうのを見たときに、これはいかがかなあと思うような問題が多々ありました。

道路のことでいうとするなら、たまたま道路の管理が悪かったということで100万円の補償金を出したと、損害賠償金を出したというような事案もあったかと思えます。あれ一つを見ても、私の感覚からいけば、帝人ボルボという非常に丈夫な車が、市が管理している堤防を普通で走って、エンジンのところに穴があくなんていうことは到底考えられないわけなんです。そういうようなことが堂々で行われて、100万円の賠償金を払うというようなことが行われている。

また、多目的広場において、土地の買収においては、土地の地権者でもない人が地権者という名前で契約がなされている。そのことにかいては、市会議員もそのものを認めているから異論があるかと思えますけれども、土地の所有者はどこまでいっても本巢市でということが最高裁の方からも指摘されております。そういうことを踏まえると、この契約そのものがどうもおかしいじゃないかということもあるわけです。

また、そのことを新聞社が、岐阜新聞だったかと思えますけれども、市が市の土地を購入という記事を書いたときに、市長の答弁、その当時は藤原市長じゃなかったんですけども、新聞社に対して抗議をしたということが載っておりましたけれども、抗議する方が間違っているんですね。記

事の方が正しくて、抗議が間違っているというようなことが多々あるわけなんですね。

そういうことをなくするためにも、弁護士の資格を有する、要するに司法試験を受かったような人を採用する気持ちが市長さんの中にあるか否かお伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

弁護士等の資格を有する者を職員採用という御提案がございました。

確かに今議員御指摘のような社会情勢でございまして、近年、どんどんと周りの皆さん方もそういった法律の意識というのが高まってきておりますし、やはり昔と違って行政もしっかりと説明責任もできる、そして法令に従って事務執行というのが今求められている時代でございまして。今まで以上に法律知識というのが求められている、そういう時代だろうというふうに思っております。

そうした中で、市におきましては、議員は別に、今先生お話がございましてけれども、私どもの方は平成21年度より弁護士と顧問契約というのを結ばせていただいて、法律問題一般の相談とか指導を今現在お願いいたしております。また、訴訟が提起された場合には別途の契約となりますけれども、訴訟代理人としての業務も委託しているところでございまして。顧問契約料、年間63万円を支出しておるわけがございましてけれども、本年度におきましては、訴訟対応の案件を除きまして、10件程度の案件について相談等を行っております。今のところこの顧問弁護士の事務所へ行ってお話を聞くというような形で、現在のところ十分な対応はできているんじゃないかというふうに判断をいたしております。

今後につきましても、顧問弁護士と連携をとりながら、法的な紛争というのを未然に防いでいきたいと同時に、やはり職員にしっかりと法律にのっとった適正な行政運動を遂行してほしいということをしっかりやっていきたい。そのために、職員にも研修等に積極的に参加していただいて、法的な知識の涵養というのに努めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、これから諸外国等々、先進国等々ではもうどんどんとすべてが法的に解決する、そういうようなことが全面に出てくる時代でございまして、国際社会の中でも当然法的な知識なくして諸外国、いろいろなものとの交渉事もできない時代でございまして。我々職員も、当然市民の皆さん方に後ろ指指されることのないような、ちゃんとしっかりとコンプライアンス、法令を遵守しながら、そして説明責任もしっかりできるような、そういった行政運営をしていかなければならないというふうに思っております。

確かに、御指摘のございましたように、職員の中には今までも若干そういうような形で、法的な知識に乏しい事例というのもあったやに聞いておりますし、また現在もそういった点で、前回も鏝本議員から御指摘も受けたところもありますけれども、今後の課題ということで進めさせていただきたいなというふうに思っております。

ちなみに、岐阜県ではそういった採用職員もしておりませんし、東京都ではちゃんとしっかりとしたそういうセクションがあって、法律家というんですか、いわゆる司法試験を受かった方々が職

員として採用されて、そういった方々がほとんどいろんな訴訟等々も一手に引き受けてやっているというふうに伺っておりますけれども、県レベルでは、岐阜県ではやっておりません。人事通信等々を見ていると、国内の他の市レベルでも弁護士とか会計士を採用するような動きも出ておるやに聞いておりますし、そういう情報にも接しておりますけれども、そういう時代の背景を踏まえながら、今後もそういうことのないように、そしてしっかりと法律知識に基づいた仕事をやっていただけるように進めていきたい。やはりこの小さなまちに弁護士等々を採用して、多額の経費というのはなかなか厳しい状況でもございますので、一つの提案ということでお話をお聞かせ願いたいというふうに思っております。

[2番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

これからの時代、法の解釈というものをどうするかということなんです。

本巢市においても、税の取り方が気に入らないということで、右翼か左翼かよくわかりませんが、そういう人から厳しい電話等があったということなんですけれども、そういうものに対して即対応のできるように、またいろんなところで、岐阜市においてもそういうような問題があったかと思うんですけれども、そういう何かの問題が生じたときに、職員として採用しておれば同等なんですね。おい、ちょっとこういう問題が起きたけれどもどうだと。ちょっと教えてくれんかということが聞けるんですね。

ですから、弁護士として雇うことはできないんですよ。二つの職業を持つことはできない。だから、弁護士の資格は有しなくなる。ただ、司法試験に受かった職員というだけのことなんです。そういう人たち、じゃあ今日本にたくさんいるのかというと、就職難でありますので、弁護士の資格を有した人でも結構就職難なんです。先ほども市長さんが言われたように、高額な給料と言われておりますけれども、四、五年たつてまともになってきてから、ここにおられる部長さんの給料がどのぐらいかあんまりよく知りませんが、その程度でいいんじゃないですかということを弁護士協会の方からも聞いております。ですから、普通の職員並みの給料でそれだけの資格を有する人が雇えるということを頭の中に入れておいてください。安い給料で知識のある者が雇えるなら大いに結構じゃないかと思っておりますので、少し前向きに検討していただきたいと思っております。トラブルが起きてからでは遅いので、起きる前に、市民の財産を守るためにも前向きに検討していただけたら幸いかと思っております。

そういうことも踏まえて、次の問題にいきますけれども、ここをあんまり長くやると次のやつが短くなっちゃいますので、この弁護士の問題はまたじっくりとお話をしましょう。

では3番目の、善通寺西の上高屋地内の道路の舗装工事についてをお尋ねいたします。

これは今回の新年度予算の方に組み込まれておりまして、見させてもらったんですけれども、正直なことを言いまして、私も前年までは産業建設にありまして、この用地取得に関しては私も承諾

をしたメンバーの一人なんですけれども、私は反対をしましたがけれども、賛成多数で市道として認定をするということになった事案なんです。

そのときにいろんなことを建設部長さんにお話ししておきました。今予算には多分のせないであろうということでしたので安心はしておりましたところ、予算を見たところこういうふうのものがのっておりました。

そこで、改めて市長さんにお伺いをするんですけれども、所信表明の中においても必要性かつ緊急性を要し、投機的なものに対しての予算を組んでありますということなんですけれども、この上高屋の土地と道路認定というもの、またその施工工事というものは、どこら辺にあるかということは、当然、市長さん知っておられますか、お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、善通寺の上高屋地内の今の道路舗装工事につきましてお答えを申し上げたいと思います。

今回、道路舗装工事を予定いたしております上高屋地内の道路というのは、経緯を申し上げますと、平成21年1月に上高屋の自治会長さんから工事施工要望書というものが提出されております。その後も再三再四、地元から要望をいただいている工事箇所でございます。この要望箇所につきましては、その後、平成22年3月に北側の地権者から道路拡張分の土地の寄附がございました。そしてまた、平成22年6月には、先ほど議員御指摘のように市道の認定を行い、そして8月には、先ほど道路拡張の話、寄附を申し上げましたけれども、その寄附された土地につきまして市に所有権が移転をされております。そういったことで、この今の道路は拡張部分も含めてすべて市の所有権のものになっております。

また、この市道の一部でございます住宅開発に伴って整備された一部の南側の方に4メートルの道路がございますが、その道路につきましても、最近、住宅地が販売されたということで、新築家屋の建設も今始まっております。そういったことで、現在その開発事業者から市へ、その南側の方の道路分の所有権移転の手続も行われておりまして、今回の道路舗装工事というのはすべて市のものになっておりまして、整備に必要な手続というのが整ったということで、また先ほど申し上げましたように、21年からずっと再三再四自治会からの強い要望もございます。

そういったことで、市民生活に身近な市道であるということで整備をいたすというものでございまして、それぞれ工事箇所も、こういった緊急性、安全性といろいろ言われますけれども、緊急性というのは先ほど申し上げましたように、再三再四地元の皆さん方からこの道路を工事してほしいという要望もあるということで、やろうということと同時に、地域の皆さん方がそれぞれこぞって要望もしているということでもございます。そしてまた、全部市の土地になっておることから、一体的に今整備をして、南側の道路と同じようなレベルで、すべて一本の道路として整備をさせていただくということで、今回、予算に計上させていただいたおるものでございまして、我々市

政を預かる者はやはり地域の皆さん方のそういう強い要望というのも真摯に受けとめて、そして市民生活の向上というのにもしっかりと配慮していかなきゃいけないというふうに思っております、今回の道路工事はそういった観点でやらせていただいたものでございます。

また、この地域におきましては、この事業箇所が一つということでございますし、他の地域と近郊性というものもございまして、できるだけそれぞれの集落に偏らない整備箇所というのにも配慮の一つにもなっております、この上高屋地域では最優先で整備してほしいというのが地元自治会の話でございますので、今回そういうもので整備をさせていただくものでございます。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

市長が最優先という答弁をされましたので、何が最優先かをちょっと聞きたいと思っております。今指摘した土地はここなんですね、市長さん、よくわかっているね。この土地を全部道にしても、隣接する地主さんは3名しかいないんですよ。このお寺の人と、その北側の柿畑の人と、南側に今住んでおる人と、3名だけなんです。南側に住んでいる住民の人は南から入れますから、その道はあってもなくてもいいんです。北側の地主さんは北から入れますから、そんな西側になくたっていいんです。まずここにどうして緊急性なんですか。言葉が詰まっちゃいますよ。必要性も、私から言わせたらいいんですよ。なぜあるかという、お寺さんを直すから必要じゃないかという気がしてしょうがないんですよ。言葉がちょっと荒くなっちゃいましたけど。

正直なことを言いまして、ここを今、即ち直さなければいけない必要性がどこにあるかということなんです。それから、先ほど市長さんが言われましたけれども、約3年前ぐらいに、その当時の自治会長さんから陳情がありました。それは間違いのない事実であります。そのときは、西の方の開拓はなされていたかいなかったかということはよくわかりませんが、道がなかったことだけは事実なんです。それでそのときに、陳情に来たときは、道を広げてくださいよという陳情はありましたけれども、土地の寄附をしますという陳情はなかったんです。その当時に必要性がある、この土地は、道は必ず要るんだと。ですから、部落の人たちから力を合わせて土地も寄附しますと。ですから市道として認定をしてくださと言われておるなら、私が建設委員のメンバーだったときに多分できておりますよ。即できたと思います。そうじゃなかったんですね。それから数年たって、やる必要もない工事だからそのまま棚上げになっていた。だけれども、どうしても困る事情が出てきた。だからこれはしょうがないから何とか工面をしましょうということで、表向きの土地を寄附しましょうと。そしてやってくださいということが要望に出された。これはまだつい最近のことです。1年もたっていないことなんです。それから認定が始まって、それで今に至っている。どこに緊急性があるのか、もう一度説明をお願いします。建設部長さんでもいいですよ。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

先ほどから申し上げておりますように、議員御指摘のように、22年3月に北側の地権者から道路拡張分の土地の寄附があったということはそのとおりでございます。1年前に寄附がございまして、6月に市道認定を行ったということでございます。

やはり緊急性、要望、強いお話というのは、先ほどもお話をしておりますように、地域の皆さんが土地を提供してまでもこの地域の道路を整備してほしいという強い要望がある。そして、ぜひ早くやってほしいということで、我々はそれを真摯に受けとめて、今回の舗装道路工事に着手するというものでございまして、そこにいろんな何かがあるような話をしておりますけれども、我々はもっと純粹に考えさせていただいて、土地が市のものになったこともありまして、そこをほかっておけないということももう一方ではございまして、そののところを通れるように、南側と同じように一体的に整備をさせていただこうということで、今回工事をするという事で予算計上させていただいておるものでございます。

その当時、一番最初の21年のころに今の土地を寄附云々という話はなかったかもわかりませんが、その後の経過の中で地元の方から道路拡張部分を広げてほしいと言っている部分も土地も提供しますよということでお話があったということで、その寄附もいただいて今回南側の方と一体的に整備をさせていただこうというものでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

今、市長さんが、土地を寄附してまで道をつくってくれという強い要望という御回答でございましたけれども、この土地を寄附してもらうとこの土地を通るときに地主さんに申しわけない、肩身の狭い思いをして通るならこの道は要りませんという市民の方も見えるんです。

私もここまで言う以上は、市長さん、それなりの裏づけがあって言っているんです。ですからこの土地は、お寺が直すことが今年じゅうに決まっているんですよ。それで、そのときにどういう道路でつくるかということまで、もう決められているんです。道路ができなかったら、ここ、線引いておきました。分譲住宅のところを通過して、そのまま重機が行けるようにしましょうということで予算見積もりをして、約7,000万で工事が落札しているんですよ。当初予定した人、この土地を寄附してでもここに道路をつくらうと思って動いた人は、結果としてこの工事が落札できなかった。早い話が何の役にも立たなかったという話なんです。後から後からの話になってしまっている。そのようなところに、どうして市民の人から預かった大切なお金をここに投資しなければいけないんですか。もっとほかにいっぱいあるんじゃないですか。私、個人的なことを言うなら、私のうちの東側を直してくださいよ。雨が降るたびに水がくちゃくちゃですよ。ですけれどもそれはお願いしていないんですよ、市民の人が優先だといって。それがどうして、ここが優先なんですか。もう一

遍聞きます。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

先ほどお話の中で、寄附された人の土地を申しわけなくて通れませんというような方がおられるという話をされましたけれども、それはまた地域の中の事情の話でございましょうから、我々はそのことは伺っておるわけでもございせんし、我々は本当に純粹にこの土地をいただいた。そして土地を広げてほしいということで伺っております、それで南側の方と一体的に市道に認定した経緯から、ぜひ北側の方まで全部同じレベルで整備をしたいということで、今回道路舗装工事を計上させていただいているものでございまして、決して何かほかのものと同様関係づけてどうのこうのというのは、私自身はそのことは存じ上げておりませんし、今議員が御指摘のあったような、お寺がどうのこうのとかというお話は、詳細は私どもは伺っておりませんし、またそういうものがあつたとしても、我々は今回この道路部分だけに関していえば、何ら左右される話ではございせん。条件が整つてそして市の土地となつたということで、ほかにおくわけにいかないということもありますし、市道に認定している限り、やはり南の方と1本の道路として使えるようにするというのも我々のまた務めでもございしますので、今回、この際寄附された土地のところについて、南から北まで全部4メートルの道路で通れるように舗装をさせていただきたいということでございまして。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

納得ができる回答じゃないし、また納得ができるような回答ができる事案でもありませんので、それはそれで結構なんですけれども、なぜ私がここまでのことを言うかということ、これを一つの実例として認めると、後々悪い形で引用される可能性が多分にあるわけなんです。

今、市長さんも言われたとおり、こちらの開発がなされていますよ。これ開発がなされるときに、先にこの土地を、この道路認定されたこの土地ですね。ここを寄附、先にされたらどうするんですか。そうしたら、それをいただきましたよ。後は市で舗装しなさいよということになれば、開発する人は非常にもうかりますよ。市においては、こういう広い面積を開発するときには、公園をつくりなさいよということまで指導している。公園をつくりなさいよといって指導しておいて、当然、道も後でつくったら、つくりなさいよと。それはちゃんと後で寄附をいただきますよと、市道と認定しますよと言っているけれども、公園の方はいただきませんよと。つくれと言っておいて、いただけませんよですよ。それで後の管理は開発した不動産屋が管理しなさいと言っている。これ矛盾があるわけです。

それを含めると、これをもし認めるとするならば、こういうものを先に寄附して、私みたいに根性の悪いやつは先に寄附しちゃいますよ。それでつくってくださいよと言われたときに、どうしてそ

れを拒めるんですか。お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今のお話ですね。極端な話といたらいけません、そういう話は出てきたときにどうだというお話でございますけれども、開発に関していえば、大抵開発協議というのが出てきてその中でやってまいりますので、何もなしに、また地元の皆さん方の要望もなく、個人の方がそれを持ってきて、これを寄附しますと言っても、受けるのはこちら側でございますので、我々の側でそいつを受ける受けないというのはこっちの判断ですので、そういうようなことにはならないように、これからも注意していかなと思っていますし、当然、そうい魂胆があると言っはなんですけど、そういうことを考えながらやられるということも十分注意しながら、これからも寄附された土地というのには十分に配慮をしていかなきゃならないというふうに思っております。

そういったことで、今回の道路につきましては、再三申し上げておりますように、南側の道路と延長線上でやっているということで、何にもないところに土地を寄附されて、それで後はどうぞというんじゃなくて、南側の道路とひつついた形で、その延長線上ということで我々も市道として認定をしてやっていっても当然使えるんじゃないかと。当然、市道としての効果もあるし、地域の方々にも使っていただける。

確かに、議員おっしゃるように、何件かという件数はありますけれども、あの辺のところにもまた住宅団地もできてきて、それからまた地域の人がいろいろ動くとなれば、当然あの辺のところももっと使う方もふえてくるだろうというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても、今回、純粋に南側の土地と一体的に整備をするということで、その北の方を寄附があったということで今回整備するということございまして、決して裏魂胆での話があつてこいつをどうこうやられたというふうには私は考えてもおりませんし、思ってもおりませんということで、純粋に土地の市道としての整備の一環として、新年度に舗装工事をやらせていただきたいということでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏝本議員に申し上げます。発言残時間はあと1分でございます。

○2番（鏝本規之君）

このことが今さらどうのこうのということではできませんけれども、こういうことが悪用されないように、歯どめのできるような方向を何かできちんとつくって、そして運用するようにしていただきたいと思っております。何かそういう手だてがあるのかないのかお聞きします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

手だてと申しましても、いわゆる我々の手は法令に従って、そして皆さん方の要望にも従いながらやっていくということに尽きると思いますけれども、肅々とそういうものには対応していきたいというふうに思っております。

そして、後でまたおかしいよということを指摘されることのないように、先ほど弁護士云々のところでも、市の職員採用のときにも話がございましたけれども、しっかりとそういうことのないように、職員としても十分配慮しながら市政執行、そしてまた土地の整理問題、道路の建設の問題等々はやっていただけるというふうに私は思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏑本議員に申し上げます。この質問に関して……。

○2番（鏑本規之君）

どうも御苦労さんでございました。まあ肅々とやってください。

それじゃあ、これで一般質問を終わります。

○議長（道下和茂君）

ここで暫時休憩いたします。3時15分まで休憩といたします。

午後3時01分 休憩

午後3時16分 再開

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、3番 黒田芳弘君の発言を許します。

○3番（黒田芳弘君）

まずもって、このたびの被災者の方々には、私からも謹んで御冥福とお見舞いを申し上げます。

初めに、このたび晴れて退職を迎えられました部長さん初め職員の皆様方に対し、長年の御苦労に敬意を表します。本当にお疲れさまでした。今回、山田部長、成瀬局長さんには最後のお相手を願うわけでございますが、この2人は過去にも何回となく質問をぶつけ、やりとりしたことが私の思い出として残っております。きょうが最後になりますが、決して手を緩めることはできません。納得のいく答弁を引き出したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、通告してあります5点、19項目について順次質問を始めます。

まず1点目、新年度子ども手当の諸問題についてであります。

菅首相は、24日の衆議院本会議で、民主党が就任マニフェストで子ども手当の満額支給を月2万6,000円にしたことについて、「私もこの議論がなされている小沢代表の当時、2万6,000円と聞いたとき、一瞬びっくりしたことを覚えている」と述べました。さらに、この発言に対し与謝野大臣は、「非常に正直で立派なことだ」と擁護いたしました。この大臣たちは一体どんな神経をしているんだろうと、こっちがびっくりしてしまっただけであります。

2011年度、子ども手当法案が審議されました。現行案は10年度限定のため3月末までの成立を目指す、参議院で否決されることが確実で、年度内成立は困難な状況の中、11年度法案が廃案になれば旧児童手当が復活し、対象は小学生以下となり、額も5,000円もしくは1万円に減り、さらに所得制限もかかります。これらが影響し、新年度支給について多くの問題が生じ混乱を来すことが心配されます。

そこでまず1項目めでありますが、マニフェストどおり倍額の2万6,000円の支給なら単純かと思いますが、新年度案では3歳未満に7,000円を上乗せすることとなっており、現行とは異なり業務の負担がふえることとなります。特に、中学生以下という今まで学年で区別されていたものが、3歳以下という年齢に切りかわると非常に複雑なものになるが、そのこととあわせ業務の影響についてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、子ども手当の関係で、1点目の新年度案での業務への影響はということでございます。平成23年度の子ども手当については、国会において予算と関連法案が審議されております。議員御指摘のとおり、政局も混迷し、関連法案の成立が困難な状況であり、状況を見守っているところでございます。新年度案では、3歳未満に7,000円が上乗せされる予定ではありますが、中学生以下という区分には変更がございません。業務に対する影響は軽微なものと考えております。

今後、法案が成立した場合は、市民が混乱しないよう広報やホームページ等で迅速に周知しながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

2項目めに移ります。

廃案となった場合、先ほど申しあげました旧児童手当が復活することになります。昨年の子ども手当の創設時、税制上で扶養控除が廃止されており、手取り減になる世帯が出てくることとなりますが、何か対策は考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

廃案となった場合の対策はということでございます。

議員御指摘のとおり、手取り減になる世帯も発生してくるということは事実でございます。子ど

も手当につきましては法定受託事務でありますので、基本的に国の定める法に従って事務を行うものでございます。

今後につきましては、周辺市町や県、国の動向を見守りながら対応したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[3番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

3項目めに移ります。

旧児童手当復活に伴い、煩雑な手続や支給おくれなど業務に大きな支障が出るのが想定をされますが、この場合、どのような対応を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

3点目の、廃案となった場合の対応ということでございます。

新法案が廃案となり、仮に旧の児童手当に戻ることにありますと、議員御指摘のとおり、事務手続に変更が生じ所得等を把握することも必要となるなど、業務に相当の時間を要することになります。当然多忙になることが予想されるわけですが、窓口業務など住民サービスの低下を招かないように努めてまいりたいと考えております。

今後、県や国の動向を見守りながら、また市民が混乱しないよう手続や支給時期等について、広報やホームページ等で迅速に周知しながら対応したいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

[3番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

4項目めについて、市長に答弁を求めます。

資料の1に地方の反発があります。マニフェストでの約束、全額国庫負担が政権与党として当然であります。しかしながら、11年度案では手当に係る2兆2,077億円のうち地方が5,549億円、事業主が1,731億円の負担となります。前回も同じ質問をいたしました。本市の来年度予算案にも、今回も地方負担が含まれております。

自民党所属の議員として、本市の新年度子ども手当予算の賛否にかかわる重要なことなので再度お聞きをいたしますが、この民主党政権の公約違反に対し、地方自治体の首長である市長は、政府に、地方に負担を求めることなく全額国庫負担を強く求めていくべきであると考えますが、いかが

でしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、子ども手当の財源の全額国庫負担の要望につきましてお答えを申し上げたいと思います。

子ども手当の財源の地方負担につきましては、政府のマニフェスト違反ということで、議員の資料等にもございますように、全国の幾つかの地方自治体におきまして、地方負担には応じられないということで平成23年度の当初予算への計上を見送っている団体もたくさんございます。

私も、先ほど議員御指摘のように、昨年、導入に当たって議会で御質問がございまして、そのときも御答弁を申し上げたんですけれども、平成23年度の予算以降は国が全額負担するんだというお答えを申し上げました。現在でもその考えに変更はございません。

全国市長会におきましても、昨年、要望決議また総理大臣とか厚生労働大臣との懇談の場におきまして、こうした負担は認められないといった主張をしてきたところでございます。しかしながら、こうした要望は国の財源不足の前に実現をいたしませんで、平成22年度と同様の地方負担が予算法案として国会に提案をされております。私どもは法定受託事務ということもございまして、子ども手当につきましては、国会で決定されれば粛々と執行してまいりたいというふうに考えております。

なお、24年度以降の制度設計につきましては、今回の協議が物別れに終わったということもございまして、国と地方の代表により経費負担のあり方を含めて幅広く検討する場が設けられるという約束になっておりますので、そういう場で全国市長会のしっかりとした要望をやっていただいて、地方の理解が得られる形で制度改革が行われるように、全国市長会等にもしっかりと要望しながら訴えてまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、私も当然、国全額国庫負担でやるべきものであるというふうに認識をいたしております。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

これにつきまして、1点お願いだけしておきます。

子ども手当につきましては、恒久的施策ではないので毎年国会審議が必要となります。毎年このようにころころ変わりますと、国会審議の都合で地方の予算編成や規定の改定の無駄遣い、また国民にもわかりづらく、業務にも混乱を来します。恒久化への法整備もあわせて求めていただきたいとお願いをいたします。

続きまして2点目の、脱ゆとり教育に入ります。

このたび学習指導要領が改訂されまして、小学校が2011年度、中学校は2012年度から完全実施さ

れます。いわゆる脱ゆとり教育であります。現在のゆとり教育は、校内暴力、いじめ、登校拒否、落ちこぼれといった学校教育や青少年にかかわる数々の社会問題を背景に、2002年から学習内容と授業時数の削減や週5日制の実施、また総合的な学習の時間の新設や絶対評価の導入など全面改正がされました。

ここで資料の2を見ていただきます。これはPISAによる国際的学力調査結果であります。日本の学力低下を読むことができます。日本の子供たちの順位下落の原因は、2002年から施行されたゆとり教育にあると分析され、もはや世界最高水準の教育が行われている国家ではなくなってしまうという現実を国の内外に知らしめることとなってしまいました。このことが教育関係者に大きなショックを与え、ゆとり教育が学力低下を招いたという批判が高まり、今回改訂に転じた理由に間違いありません。

脱ゆとり教育の具体的な内容につきましては、資料の3から4にあるようで、簡単に言いますと、授業時間数は小学校で278時間、中学校では105時間ふえます。学習内容については、主にここに書いてあるようでありますが、教科書が全教科でゆとり全盛期より43%もページ数がふえます。また、新年度予算案にもあるよう、小学校5・6年生に外国語活動の時間が設けられ、中学校も3年間で学ぶ英単語数が900から1,200にふえるといった相当濃い内容となります。このような大幅な改訂により子どもたちや保護者への影響が心配をされます。

そこで、まず1項目めでありますが、今回の大幅な改訂で、特に事業時間数がふえることによって下校時間が遅くなることも心配されますが、行政関係の対応と、保護者や関係者への説明や周知についてお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 成瀬正直君。

○教育委員会事務局長（成瀬正直君）

それでは、黒田議員の脱ゆとり教育についての一つ目の、行政関係の対応と保護者や関係者への説明並びに周知は万全かと、そのことについてお答えをいたします。

新学習指導要領は、小学校においては平成23年度、今年からです。中学校においては平成24年度から完全実施となります。それに伴いまして、教育委員会としては3年前の平成20年度から準備を進めてきておりまして、まず新しい指導内容を小・中学校のすべての先生方に理解してもらうために、新学習指導要領を配付しております。それと同時に、完全実施に向けての準備をしていただくよう指導をしてきたところでございます。

また、新学習指導要領の実施に伴い、各小・中学校で必要となる授業で活用する指導用の指導書とか、また教材等備品や消耗品、さらには理科教育、また音楽とか体育における伝統文化等、新たに力を入れて取り組む教育に係る予算措置を今までに講じてきたところでございます。

次に、保護者並びに関係者への説明や周知につきましては、平成20年度より各学校において文部科学省からの改訂にかかわるお知らせ、そういったパンフレット等がございますのでそれを配布し

たり、また新学習指導要領の改訂に向けての学校の取り組みについて、PTA総会並びに学校だより等によりまして保護者や学校評議員の皆様方に周知をしておるところでございます。それと同時に、関係者の皆様にも説明するよう指導をしてきておるところでございます。

さらに、新学習指導要領改正の意図を酌み、指導がきちんと進められていくように、3年間で市内の全教職員が、夏休みの期間を利用しまして教育課程講習会に参加しまして、内容の理解を深めてまいったところでございます。

今後、新学習指導要領の実施の状況を把握するとともに、保護者や関係者の皆様にも実施の状況を見ていただく中で、確実に児童・生徒に生きる力をはぐくむことができるよう進めてまいりたいと、そのように考えております。どうぞ御理解いただくよう、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

2項目めに移ります。

ゆとり教育では、総合的な学習の時間が新設されていましたが、今回、削られます。私の子どもが通っている小学校では、3世代交流会に代表されるよう、地域の自然や文化、行事に触れ体験することによって地域を愛する心をはぐくんでいくといった、子どもにとっても地域にとっても意義のある理想的な学習ができてきたと思っておりますが、授業以外のこういった学習への影響についてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

それでは、今いただきました改正によって学校行事や課外学習、また総合的な学習への影響があるのかというお尋ねにつきましてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、総合学習につきましては影響が出てくるというふうに考えているわけですが、この理由でございますが、新しい学習指導要領におきましてはその教科の指導内容が、議員御指摘のように従来よりふえるわけでございますので、限られた時間の中で、これは小学校も中学校もでございますけれども、ともに教科の授業時間をふやさなければならない、こういうことが起こってまいります。

しかしながら、学校行事とか校外で活動いたします課外活動の時間数につきましては、新しい指導要領でも現行と同様の扱いをすると、時間数も同様の時間数で決まっておりますので、こちらの方につきましては影響ございません。その分、総合的な学習の方へということになるわけですが、この総合的な学習の時間についてでございますけれども、小学校の方でございます。

今、3年生から6年生におきまして、現行と比較しますと大体1時間ほど削減という格好になる

わけでございます。小学校では今まで週に3時間行っておりましたので、これが週に2時間ということになるわけでございますけれども、本巢市の小学校におきましては、先ほど安藤議員さんの英語教育のところでもお話をさせていただいたんですが、以前から総合的な学習の時間の中で英語の授業を週1時間行っておりましたので、先ほど1時間削減されるとお話をさせていただいたんですが、この分が3・4年生では英語活動、そして5・6年生では英語の授業として総合的な学習以外の時間に変わりますので、実質的には指導内容、それから時間数ともに影響は出てまいりません。

また、中学校においてでございますけれども、これは総合的な学習の時間が各学年やはり同じように週1時間ほど削減されますけれども、これまで移行期間の中で既に小学校、中学校で重複するような内容、こういうものにつきまして精選を図るなどしてきておりますので、限られた時間の中で、みずから探求し課題を解決する能力を育成するということを目的としました総合的な学習の時間が達成できるように準備を進めてきておりますので、市内4中学校とも再来年からの対応でございますけれども、問題は出てまいらないということで御安心をいただけたらと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

3項目めに移ります。

今回、学習内容が大幅にふえることによって、以前のいわゆる詰め込み教育に逆戻りし、ついていけない子どもができるなど、児童・生徒の均衡な学習取得が心配をされますが、その対応についてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

では、均衡な学習取得への対応についてお答えをさせていただきます。

お話のとおり、今回の改定によりまして教科の指導内容がふえることとなります。そのことによりまして、市内の全小・中学校でございますけれども、増加した基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着を図るために、子どもの実態に合わせた繰り返し指導、それから習熟度に応じました指導に力を入れて、すべての子どもたちに学力が定着するよう取り組んでいくつもりでございます。

この定着でございますけれども、学習の中で子供によっては学力の定着の仕方が随分異なります。時間的にかかなりの時間を要して、そしてわかる子、一つ見ればわかる子、これは学びの過程がそれぞれ違うわけでございますけれども、いろいろその定着の仕方が異なりますので、教育委員会といたしましては、一人ひとりの児童・生徒の学習のつまずきに何とか対応していかなければならない

ということで、各学校の子どもの実態に応じまして学習支援員を配置しており、きめの細かい指導ができるように今後も努めてまいりたいと、そういうふうを考えているところでございます。

また、新年度からでございますけれども、これは新しい事業といたしまして、学力向上サポート事業を立ち上げさせていただきまして、地域の方々にも御協力をしていただきながら、学校の中に入っていただいて、学ぶ差ができやすい教科、算数とか数学、これ特に差ができやすいわけでございますけれども、子どもたちの学習をサポートしていただくと。そういう環境を整えていきたいというふうを考えているところでございます。

これらを通しまして、確実にふえた内容をきちんと定着させる、そして学ぶ差を生み出さないように努めてまいりたいと、そういうふう考えておりますのでよろしくお願いたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

4項目め。先ほどの資料にありましたように、学習内容が大きく変わります。これにより、学年間格差の問題が出てきます。

具体的に、我が家の子どもを例にし、わかりやすく説明いたしますと、私には小学4年と5年と中学2年の3人の子どもがいます。今、小学4年と中学2年が同時に都道府県の県庁所在地を覚えているそうで、この間も車の中でお互いに答え合っていました。真ん中の5年の子どもはそれに参加していないのでどうしたのかと聞きますと、僕はまだ習っていないのでわからないとのことでありました。学年間でこれだけの差ができます。

また、中学で習う単語も900から1,200にふえると学年間で300の差ができ、一体この300の単語はどこで覚えるのかなど、大きな格差が生じます。さらに言いますと、大学受験時、現役と浪人生では、ある時期明らかに不公平な受験となりますが、こういった点についてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

不公平な大学受験と、最終的にそういうことにつきましてお答えをさせていただこうと思います。

今、社会科で県庁所在地のお話がありました。中学校で今まで学習していたものが小学校の方へおりてくる、または小学校で学んでいたもので前に押し出されているもの、そして高校へ押し出されていたものがまた今度中学校に戻ってくる、こういうようなことが今回の改訂の中で、内容で起こってくるわけでございます。

このことにつきましては、小・中学校の方におきましては移行期間、これについては小学校ではことしまでの2年間、中学校では来年までの3年間かけまして、学び落としのないように、また先

ほどの問題ですと上級学年において削除されるもの、これはどうしても下のところでやっておかなければならない。今度は逆のもの、上に行ってやることになっているものは下ではやらない。こういう調整をしながら対応してまいりますので、また高校入試につきましても、県の方でも内容的にその内容の中から到達度ををはかる問題をつくりましますので、影響は出てこないというふうに思っております。

高等学校の方でございますけれど、これは3年後の平成25年度に学習指導要領が改訂されます。ここに該当する子といますのは、現在中学校1年生の子どもさんです。ことしですね。来年中学校2年生の子が高校へ行きますと新学習指導要領でということで改訂されるわけで、授業内容が変わるわけでございます。高校の方におきましては、これまでもそうでございますけれど、小・中のように移行期間とかそういうものがこれまでも設けられてきておりません。変わりますとごとと変わります。そういうこともあるわけでございますが、その25年の新学習指導要領改訂で学んだ高校生の大学受験が行われるのが平成27年度になるわけでございますけれども、その際には議員御指摘のように、昔の教育課程で学びました生徒と、それから新しい内容で学んだ生徒が大学入試を受験するということになるわけでございます。今回は内容が難しくなるわけでございますので、現役にとって有利、浪人にとっては不利と。これまでは逆でございますしてその反対だったわけでございますけれども、今申し上げましたようなことが起こってくるわけでございます。

今のところ、27年度に実施されます入試における内容は明らかにされておりませんので確たることは申し上げられませんが、前回、改訂されて行われた平成18年の入試がございました。そしてもう一つ前にも、同じでございますけれども、学習指導要領が改訂されて最初の試験のときですね。この際には、センター試験でございますけれども、旧の教育課程と新の教育課程の2種類の問題が用意されて、選択ができるようになっておりました。そういうことによって不公平が生じないような措置が講じられておりましたので、平成27年度の大学入試におきましても同様の措置が講じられると、そういうふうに考えているところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

次に移ります。

資料の5を見ていただきます。小1プロブレム、中1ギャップといった聞きなれない言葉が出てきましたが、ここにありますような入学時に学習や生活の変化になじめない現象を指します。

私は、望ましいとは思いませんが、現代の格差社会において、特に高校進学を控える中学3年間は子ども自身の将来を大きく左右し、最初につまづきますと取り返しのつかない、大切な時間となります。これらの対応についてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

では、小1プロブレム、そして中1ギャップについてお答えをさせていただきます。

小1プロブレムへの対応についてでございますけれども、これは特に東京とかあいう大都市部でかなり問題になっているわけでございますが、本巢市におきましては幼・保、小を通しました基本的な生活習慣、そして学習習慣づくりや、小学校と幼稚園、保育園の教育交流、さらには早い時期からの小学校での就学相談、こういうものを行っておりまして、きめ細かい連携を幼・保、そして小でとるようにしておりまして、現在のところ、市内の小学校におきましてはこういう小1プロブレムと、基本的な生活習慣、こういうものが欠如して、立ち歩くとか、これが長引くというような状況は発生しておりません。

また、中1ギャップの方でございますけれども、ごく一部、中学校に入学して学校生活への不適應から不登校になる生徒さんもいるわけでございますけれども、市内の小・中学校間で共通して行っております基本的な生活習慣、学習習慣づくりや、小・中の情報交流によりまして、その出現率でございますけれども、県と比較しましてもかなり下回っております。中学校では半分ぐらいですね、県の出現率の。そういうような状況になっているわけでございます。

こういう小1プロブレムとか中1ギャップでございますけれども、学校不適應を生じさせないことが一番重要であると、そういうふうに考えております。そのために、先ほども申し上げましたんですけど、学習支援とか生活支援等の教育相談員も手当てさせていただいておりますので、きめ細かい支援に今後も努めさせていただけたら、そんなことをお願いするところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

3点目、鳥獣被害防止への新しい取り組みについてに移ります。

現在、我が市では猿、イノシシ、シカ対策につきましては、主に委託駆除と防止さく、モンキー・ドッグ事業の三本立てで対策を講じておりますが、畑や田んぼに出てくる動物はふえるばかりで、一向に遠慮してくれる気配はございません。

抜本的な解決策とはなっていないこれらの対策では、この先も延々と経常的に費用を要することとなり、将来的な財政への負担が心配をされます。現在の補助事業への依存体質からの脱却を図り、有効かつ持続可能な対策への転換が必要ではないかと思えます。先日、同志議員と研修してきた先進地での内容なども紹介させていただきながら、お尋ねをいたします。

まず1項目めではありますが、被害状況や駆除数について、今年度の総括と近年の傾向や推移についてお願いをいたします。

○議長（道下和茂君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

黒田議員からの御質問、今年度の被害状況と近年の傾向等についてということでお答えさせていただきます。

イノシシにつきましては、農作物被害やミミズ等の捕食、あるいは食物の根を食べるための土砂の掘り起こしによる被害がありまして、またシカにつきましては、林業被害のほか水稲への被害もあります。猿につきましては、知能が高く高度な防護さくが必要となっております。このような被害は、中山間地域等ではますます顕著になっている、こういう状況でございます。特に、猿につきましては南下が進んでいることから、農業者の営農意欲の低下を生じさせております。また、今年度は異常気象によります木の実等の不足により、クマが人家の周辺に出没するなど、人的被害のおそれもありました。

今年度の捕獲状況についてでございますけれども、3月7日現在、本巣北部地域におきましては、イノシシ50頭、シカ15頭、猿11頭、根尾地域におきましては、猿88頭を有害鳥獣捕獲いたしました。

猿につきましては、昨年7月末より個体数の減少を図るため、猟友会へ銃器によります猿の捕獲を依頼したところ、近年の捕獲数10頭前後に対しまして大幅に増加をいたしましたということで、お答えとさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

2項目めに移ります。

昨年もことしも本当にたくさんの動物に出会いました。その昔、「猿の惑星」という映画がございましたが、近い将来、本当にそうなるのではと心配するほど猿は多くなってきましたし、イノシシは集団でやってきて、私が大切に育てておりますカブトムシの幼虫畑までむちゃくちゃにしています。また、シカに至っては、ぶつかった恐怖からか残像が浮かび、沿道の標識や並木をシカと錯覚してしまうぐらいで、最近では、同乗者が、今夜は珍しくシカが出ておらんねえと言うほど動物の出没は異常で、根尾街道の帰り道はまさにナイトサファリ状態であります。

現在、委託駆除を行っておりますが、一体どのくらいの動物がいると把握されているのか、個体数の管理状況についてお聞きいたします。

○議長（道下和茂君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

御質問の個体数管理の状況でございますけれども、個体数管理とは野生鳥獣によります被害の軽減と地域個体群の長期にわたる安定的な位置を図るため、個体数、生息密度、分布域または群れの

構造などを適切に管理することとされています。

生息数調査について県にお聞きしたところ、イノシシは県全体として生息頭数及び分布が拡大傾向にあるため、捕獲をしても悪影響を及ぼすような事態は考えにくいとのことでした。シカにつきましては、県において来年度予算で生息数調査が行われる予定でございます。猿につきましては、調査の予定はないとのことでした。

本来であれば、生息数調査に基づく個体数管理を行うべきですが、生息数調査につきましては費用や期間等の面で現実的ではないということがございますので、被害の状況や有害鳥獣捕獲依頼に基づく有害鳥獣捕獲の実施によりまして個体数管理を行っていきたいというふうに考えております。

[3番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

次に移ります。

ここで、島根県美郷町での対策事例を御紹介いたします。資料6がこの主な特徴でございますが、ここではイノシシの駆除数が年々増加し、1999年には実に732頭にまで達し財政を圧迫、このままでは対策を継続できなくなるため、町ぐるみで対応策を検討してきました。

資料7が美郷町が目指した三つのポイントでございますが、獣害対策はまずは地域づくりという熱い思いを持った職員の発想から、自立型・住民主体の持続可能な地域づくりを目指しました。その一つ目でございますが、地域が一体となった対策であります。これは集落ごとの対策会議などの取り組みを12年続けました。具体的な例として、婦人会が500平米の畑を借り、青空サロンと名づけ、獣害に強い畑を実習し、それが全域の畑まで協力の輪が広がり、収穫がふえまして、青空サロン市場を設けるまでに至りました。

二つ目といたしまして、住民主体の捕獲体制であります。これにつきましては、資料の8を見ていただきます。ここでの大きな特徴は、従来の銃頼みの猟友会におんぶにだっこの駆除体制を根本より見直し、わな免許の推進・普及で、タコ足型からピラミッド型へと住民主体の体制へ一新したことであります。

三つ目といたしまして、やる気創出と地域活性への食材資源化であります。特産化へは、数百頭にも及ぶ処理と住民のやる気創出のため、地域活性へつなげたい目的がございました。夏場のイノシシはまずいという定説とハンターの反発を克服し、先ほどの駆除体制の一新で夏場の捕獲数は全体の35%から80%へ急増いたしました。以上が、ここでの成功した三つの大きな特徴であります。

ここで3項目め、駆除についての質問に入ります。

本市のように被害が広範囲で発生している地域では、委託している猟友会の数も限られ、けものを発見し連絡しても間に合わず、モンキードッグにしても絶対的な数が少ないため全体を網羅するまでには至っていない現状であります。組織体制の見直しを図り、駆除を猟友会やモンキードッグ

だけに頼るのではなく、地域単位の編成と新たな担い手育成へ、だれにでもでき少費用で簡単なわな免許の取得推進など、駆除の体制と拡大が必要であります。こういった取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

御質問の、新たな被害対策の担い手育成ということにつきましてお答えさせていただきます。

現在は、本巣市猟友会に委託し鳥獣ごとに捕獲隊を編成し、有害鳥獣捕獲を実施しております。現在、本巣市猟友会には44名の会員がおられまして、平均年齢は63歳となっております。そのうち、猿の捕獲隊員は8名で平均年齢は63歳、イノシシ、シカの捕獲隊員は7名で平均年齢は68歳となっております。

以上のように、捕獲隊員も大変少なく高齢化が進んでおります。被害対策の担い手の育成が急務であるというふうに考えております。

そこで、狩猟免許取得補助金制度を創設し、市民のわな猟及び第1種銃狩猟免許取得を推進し、担い手を育成していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

4項目めに移ります。

このたび農水省がまとめました捕獲以外の被害防止策では、鳥獣の隠れ場所をつくらない、またえさ場を設けないなどを上げておりますが、個人がばらばらで勝手に行っても解決しないということに要約がされます。

先ほど紹介した美郷町のように、地域、集落が一体となった取り組みが大切であり、それには行政の指導が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（道下和茂君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

地域、集落が一体となった取り組みということにつきましてお答えさせていただきます。

農作物、食品残渣等の管理、里山の整備、下刈りの実施、緩衝地帯の設置につきましては、議員の御指摘のとおり、地域ぐるみの取り組みが必要であるというふうに考えております。

市といたしましては、農作物、食品残渣等の管理の徹底について、地元の取り組みを促進するよう働きかけを行っていきたいというふうに考えております。また、里山の整備、下刈りの実施、緩

衝地帯の設置につきましては、国、県の補助事業が提示されておりますが、詳細についてはまだ示されておられません。地域の実情に合うようであれば、早期に事業の導入を考えてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

5項目めに移ります。

美郷町では、「おおち山くじら」といたしまして特産化へつなげましたが、最近、ジビエ料理としてイノシシや、特にシカ肉は都心のホテルで高級食材として扱われているようであります。本市においても、たくさんとれるイノシシやシカを食材利用し、飲食店や販売所、加工所が協調して扱う体制とPRに努め、地域活性へつなげる取り組みを促進してはどうかと思っておりますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

御質問の捕獲鳥獣の食材資源とした活用促進についてでございますが、野生鳥獣によります農作物被害を軽減するために捕獲した個体の利活用は、資源利用、被害防止対策の費用補てん、地域住民の獣害への関心を持たせるなど、多くの利点が上げられます。

イノシシ等の野生獣畜はと畜場法に基づく検査の対象にされておらず、食肉として供給する際の疾病確認や解体時における衛生対策などが十分に行える体制となっていないため、県レベルでのガイドラインやマニュアル作成が必要であり、さらに肉の安定供給、普及啓発など多くの問題がありますので、県、猟友会及び飲食店関係者の方々と相談してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

この問題について総括いたします。

ただいま食肉についての処理の問題とかございましたが、これにつきましても美郷町は研究に研究を重ねてこれを乗り越えてきたわけでございます。私は、将来の財政的な心配をして、このような新しい提案を今回させていただいたわけでありますので、どうかまじめに前向きな検討をしていただきたいと思いますをお願いを申し上げます。

続いて4点目、旧長嶺小学校の有効利活用についてお尋ねをいたします。

これにつきましては、12月定例会において、文科省が進める「みんなの廃校」プロジェクトを紹介しながら、有効活用について質問をいたしました。その後、事態が急展開しているようですので、再度お尋ねをいたします。

現在の施設の利用があつてこそその有効活用と言えますが、新年度予算案で施設の解体費、撤去費3,500万円余りの大きな予算が計上をされております。解体後はどのような土地の利用を計画されているのか。

この質問につきましては、まずここからしか入っていきませんので、よろしくお願いをいたします。

○議長（道下和茂君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 成瀬正直君。

○教育委員会事務局長（成瀬正直君）

黒田議員の4番目の、旧長嶺小学校施設の有効利用について、お答えいたします。

昨年12月議会定例会におきましても御質問があり、御説明をさせていただきましたが、長嶺の施設につきましては、建物の老朽化により利用者の安全が保証されないと、そういったことから22年の4月から休止をしておるところでございます。施設を有効に活用するために、地元との調整を図ってまいりましたが、なかなかいい案が出てこなくて、現在のところ施設の有効活用につながるそういった方策が見出すことができておりません。

教育委員会といたしましては、現在、この施設の代替といたしまして根尾のキャンピングパーク、この施設を生涯学習施設の目的でことしも使わせていただきました。また、来年以降も使う予定でおります。今後、長嶺の施設を改修して利用していく計画は持っておりません。

先ほど申されました、施設を有効に活用するアイデアの提供を期待しての文部科学省の「みんなの廃校」プロジェクト、この件も言われましたが、これについてもホームページに掲載する中、アイデア募集をしておるんですけども、これについてもそのアイデアとか提案とか、そういったものは一切ございません。

さらに現在、現存の施設について、施設が老朽化しており警察からも防犯の対策、また消防署からは防火対策、そういったことにおける指導もありまして、総合的に考える中、老朽化した建物の取り壊しを決断したところでございます。何とぞ御理解を賜りたいと思います。

施設を解体した後、この土地の利用についてでございますが、教育財産から普通財産になると、そういったことでございますので、幅広い活用についてまた地元の皆様方の御意見も聞きながら、今後検討を加えてまいりたいと、そのように考えております。よろしくお願いたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

どんな施設に生まれ変わるんだろうと楽しみにして聞きましたら、何もありませんが古いから壊すというような答弁でありましたが、これでは到底納得ができませんので、再質問をいたします。

四つ、私には理由がございます。老朽化して危険とのことでありますが、私も先日、自分の目で見てきましたが、見た限りでは壊れた箇所もなく全く危険は感じません。二つ目が、地元協議もやられたようではありますが、その協議が一方的で、撤去ありきで進められたと地元から苦情が出ております。三つ目といたしまして、先ほど、募集したがまだアイデアもないということでありましたが、この文科省のプロジェクトへの募集登録もまだ数ヶ月という間がない中、もう少し民間企業の募集を待つべきだと思いますし、地元のアイデアにつきましても考える時間が足りません。他の施策は検討が長いのに、どうしてこのことだけは急ぐのか疑問に思います。四つ目といたしまして、撤去には多額な費用を要します。撤去しても、その後はただの根尾の土地となってしまう価値はなくなります。新設にはこれも多額な費用がかかり、こんなことではだれも手が出せなくなってしまうのではないかと思います、もう一度伺います。

○議長（道下和茂君）

教育委員会事務局長 成瀬正直君。

○教育委員会事務局長（成瀬正直君）

まず第1点目でございますが、施設が現在見てきても傷んでいないと、使えるような状態ではないかということをおっしゃいましたが、これの施設につきましては、以前にもお話ししておると思いますけれども、木造の校舎については築57年、そして鉄筋のコンクリートについても築44年と、そういった建物でございまして非常に古いと。そんなことから、昨年8月に県の木造住宅の耐震相談士の方に依頼をする中で、施設の現地調査をしていただいたところです。その中でも施設の傷みが非常に激しい。というのは、目に見えないところでもシロアリに食われておるとかといったことで非常に危険があるとか、そういったようなことがそこらじゅうに見られるということで、これはこのまま使うに非常に難しいと。耐震の診断も当然やる中で、補強工事もやる必要も出てくるであろうと。それと、これについては補修工事をやっていく必要があるというようなことでお話を伺っております。

そういったことから、今現在、見た目は非常にいいかわかりませんが、施設の中、それぞれについては非常に傷んでおる状況、屋根等についても雨漏り等が既に始まるような状況というようなことで、今の状態では使えないと、そんなふうを考えております。

そして地元との調整ですけれども、地元の自治会の調整ですけれども、これについては昨年8月と11月とことしの2月6日ですけれども、長嶺小学校区の自治会長さんの方々に集まっていたいで、いろいろと休止になった経緯とか、そういったことをお話しする中、教育委員会としては「生涯学習施設ながみね」を今後、休止しておる中で使っていく予定はないと。教育財産としてはもう活用していく予定がないというお話をする中で、何とか地元の皆様方のこの施設を活用する意見はございませんかというようなことも、お話を聞く中でいろいろと検討を加えたんですが、3回やっても地元の皆様方がこの施設を活用して将来ここで何かをやりたいよと、そういう話がなかなか出

てこなかったもので、いつまでたってもなかなかこの結論が出ないかなと、いい方策が出ないかなというようなことで、今回こういった施設を、古くなって安全性も保障できない、期限が伴う、防犯上も防火上も難しいと、そういったことから取り壊しを考えて今進めておるところでございます。

そして、文科省のホームページの件でございますが、これについても全部で今110ちょっと、全国からの廃校プロジェクトにのった、ホームページにのった施設がありますけれども、なかなかその施設を活用するという話は出てきていない状況だと思います。

今回、ちょっとホームページを見る中では、112か3くらいの中で三つぐらいの施設の活用をということで話が出ておりました。ただそういった施設については耐震補強工事がされておるとか、施設がまだ新しいとかそういったことで、今現状そのままでも使えるよといった状態の施設でありまして、長嶺のような古い施設というのは耐震補強工事もしていないと。そんなことからなかなか引き合いがないのかな、アイデア募集してもそういったのに募集をしていただけないのかなと、そんな思いをしております。

もうこれ昨年の9月からのつけておるんですけども、半年たったんです。その半年が長いかわいいかというのはなかなか難しい判断だと思いますけれども、このままずっと置いておいても、先ほど来お話ししております防犯上の問題、また防災上の問題、防火上の問題等々で、このまま置いておくのは非常に危険であると、そういった判断から取り壊しと、こういうふうを考えております。

そして経費的な面、それについても今と同じ答えになるんですけども、取り壊しについては建てると同じように非常にお金がかかると、そんなことがありますけれども、このまま置いておく、そうするとその施設がどうなるかわからないというか、廃校になって本当に管理ができない状態になってしまいますので、そういったまま置いておくのは非常に行政としては管理上問題があると。そういったことから、今回取り壊しということで予算を計上しておるところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

部長さん、立場とかもございまして、私とは考え方の相違と。縦割り行政の都合もあろうかと思しますので、最後、市長に答弁をお願いします。

さきの12月の市長答弁において、市長は、地域の思いを大切に、まず地域の皆さん方で使う方法、それができなければ他の皆さんにも活用していただくという両面で民間活用も考えていきたい。それには幅広い活用方法に向け、教育財産から普通財産への切りかえを検討すると。たった3ヵ月前に答えをいただいたばかりで、私も明けて1月に関係者へ報告したばかりであります。

市長は、今までいいと認めた提案には積極的に取り入れてくれました。リーダー育成の提案にはまちづくり楽校という形でこたえてくれましたし、複式学級についても前向きに対処してくれました。また、新年度予算案でも、淡墨桜のライトアップやエコエネルギー、移住・定住促進策を新規計上されるなど、新しい取り組みにも積極的な姿勢で臨まれる、こんな市長を私は心より信頼して

きましたが、このことだけは非常に残念であります。

あなたがさきに所信表明で述べられた、対話重視と現場主義という基本姿勢は一体どうなってしまったのか。現場の声を無視して、なぜそんなに壊すのを急ぐのか、全く理解できません。もう少し地元アイデアと民間募集の時間が必要であります。いま一度考え直していただくよう、お願いいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

大変厳しい御意見をいただいて、返答にちょっと困るところでございますけれども、先ほど来教育委員会事務局長がお答えを申し上げますように、今までも地元の皆さん方との話し合いをずうっと進めさせていただいてきておりますし、また地元の方でこれをどういうふうにするかというようなアイデアも、お話もお聞きしていても出てこない。そしてまた、全国のネットワークに乗せても、どうしても古い建物、五十数年、四十数年という古いものでございますので、先ほどお話がございましたように、新しいものはまだ再活用ということでやられておるようでございますけれども、古いものはなかなか出てこないということで、今回、教育委員会の方で教育財産として持っているのは何ともならんもんで、ぜひ更地にして市長部局の方へお返ししたいということで、今回の提案になっているんだというふうに理解をいたしております。

先ほど、12月の議会のときも皆さん方のお声を聞きながら、そしてうまく使えるならやって、そういうものも視野に入れながら多面的に考えていこうという御答弁も申し上げ、今もそういう気持ちでおりますし、またそういうことで地元の方で本当にそういうものがやれると。そして皆さん方が本当にそういうことでやるんだというような提案が出てくれば、新年度予算には計上させていただいてはございますけれども、別に取り壊しをそうすぐに、4月、5月に取り壊すということでもございませんし、皆さん方の御意見が、地元の方々がそういう御意見だという要請、なおかつ自分たちが思い入れの強いもので、自分らでいろいろ知恵を出しながら今後も何とかしたいというものがあれば、そういうことをしっかりと我々の方に届けていただいて、そしてお互いに知恵を出し合う中で前へ進めていければそれも一つの方法だろうというふうに思っておりますし、決して予算計上してすぐに壊すというようなことも考えておるわけではございませんで、1年の間の中でどうしても出てこない、そして全国の要望もない、そして古くなってくる、そして今警察とか消防署の方からいろんな御指導もあるということでもございますので、この建物をいつまでもほかっておけないというもう一つの側面もございますけれども、可能な限り、できるだけぎりぎりまでそういった皆さん方の御意見、そしてまた全国の皆さん方の利用の方法ということを念頭に、今後もこの事業については進めてまいりたいというふうに思っております。

そういったことで、ぜひ地域の方々に本当にもう一度しっかりとお受けとめいただいて、この建物、思い入れが強いということは重々伺っておりますし、それぞれの地域のところでもお聞きはしておりますけれども、そういう思い入れが強ければ強いほどぜひいろんなアイデア、そしてこの後

も使えるような形、そして地元の方々にも喜んでいただけるようなものになれるのであれば、ぜひそれを取り入れてまいりたいというふうに思っておりますので、その辺を地域の方々で御検討いただきたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

ありがとうございました。地元で精いっぱい努力をしてみますので、よろしく願いをいたします。

最後、5点目、樽見鉄道についての質問に入ります。

2年間の支援継続が決定されたようでありまして、今回も3年ごとの見直しの中、メディアが注目をし、それを見て地域住民にも関心が集まりました。私も今まで以上に積極的に鉄道利用を呼びかけ、少年野球の子どもたちも神海まで乗るようになりました。広域な地域には、鉄道だけではなくどんな公共施設にも温度差はあります。すべての人が利用するような公営なものなどありません。

関心が集まり機運が高まった今回をよき機会ととらえ、将来にとって一番いい形を見つけ出していくことが大切であると考え、初めてこの問題について質問をいたします。

一つ目でございますが、現在、国が検討を進めます新たな地域公共交通支援制度と、それに伴う県の地域公共交通協議会の設立構想がございます。今回、この動向を見きわめる上で、2年間の支援継続をすると合意されたようでありますが、新たな支援がもしなかった場合には、本巣市としても支援を続けることは難しいのか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、樽見鉄道の支援につきましてお答え申し上げます。

先ほど、鏑本議員から樽見鉄道の今後の支援のあり方ということで御質問があつて、そのときにももうお答えしておりますので、また重複をしたいと思いますけれども、樽見鉄道の支援につきましては、本当に沿線5市町が最後の最後まで協調してやっていきたいというのが私の考えでございます。どこまでいっても5市町協調の中でこの樽見鉄道というのを考えていきたいというふうに思っております。

そういった中で、今回、2年延長をさせていただきました。その後のことにつきましては、先ほどの御答弁でも申し上げましたけれども、国、県等々の今新たな枠組みの協議がなされておりますし、先ほどの答弁の中でもお答え申し上げましたように、県議会におきましても地元の松村先生が樽見鉄道の問題について御質問をされて、そのときに知事の方から国の支援の枠をいっぱいとして

くると。そしてその中で、今県単でやっておるものを振りかえて、新たな支援の拡充の方に考えていきたいという答弁もされておられました。それが何とか鉄道にもそういう支援の芽が出てくれば大変ありがたいなというふうに思っておるところでございます、そういうことも見きわめながら25年度以降のものはそれで考えていきたいなと思っております。

そういったことで、新たな支援があれば援軍があるということで大変心強いわけでございますけれども、なかった場合はどうだということについては、先ほどの答弁にも申しあげましたように、まだそういったところについての考えには至っておりませんし、最後の最後まで沿線5市町の協調の中で、25年度以降もどうするかということも含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

そういったことで、支援がなかった場合云々ということについては、今のところ条件としての考えは持っておりません。いずれにいたしましても、これからも5市町でしっかりと対応していくことにさせていただきたいと思っております。

[3番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

2項目めに移ります。

樽見鉄道との関係では、経営に関しては私たちは口は出せない状況となっております。幾ら私たちがどんな場所で熱い議論を交わして、いい案を見つけても、それを反映させることはかなわず、私たちにできることはただ鉄道を積極的に利用、または呼びかけることしかできません。

しかし、市長は株式会社である樽見鉄道の取締役で、経営責任がある者として、当然経営には参画できると思いますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

経営の今この問題についてお答えを申し上げたいと思っておりますけれども、先ほどは、鏑本議員からは経営にもっともっと参画して資本も投入して、本当の実質的な経営権をだつたらどうだろうというお話もございまして、そのときもお話しさせていただいたんですけれども、確かに我々本巢市、今3%の株券を持っておりまして、その範囲内の発言権もございまして、また大垣市は7%、岐阜県は12%という資本参加に応じた責任を持っていることは紛れもない事実でございます。

しかし、実質的な経営、それから実質的な運営等々は、やはりもう既に4分の3を占める西濃鉄道と住友セメントで構成される皆さん方のところで、社長等の人事も含めてなされておる。私も株式会社の取締役会に年に1回出張らせていただきますけれども、もっと真摯に、本当に真剣にこの樽見鉄道の経営を考えないかんとすることは株式の取締役でもお話も申し上げますし、前市長もそ

ういうこととお話もさせていただいておりますけれども、何と申しますか、記録には残るのか残らないかわかりませんが、本当に1行、発言のものが残る程度で、大部分は、その後の発言は一切、社長等々も含めて「頑張ります、努力します、お願いします」というだけのこの三つの言葉しか出てまいりませんし、そういう中で、何度同じことを言ってもこの三つの言葉しかないような中では、どこまで本当に経営の力があるのかというのは、私どもも歯がゆい思いをいたしておるところでございます。

そういったことで、本当に取締役になっているとは申しましても、実質的には、ずうっとお話し申し上げておるように、ほとんど実質何の権限もない平取締役の一人ということでございまして、それよりもっと大きな力のあるのは、先ほど来ずうっと御質問等々でもお答えをさせていただいておりますように、運営協議会の5市町の運営費補助の方の、こちらの意見の方がはるかに強いインパクトを持った対応を要請していけるというふうには感じております。そういった状況でございまして、平取締役で云々というのはなかなか厳しいと申し上げるのが事実だというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

3項目めに移ります。

市長が提案をいたしまして我々議会が予算を認める、この支援継続ということにつきましては、存続が大前提にあるはずであります。資料9で改めて確認をしていただきますが、本市において1日789人の利用者がいる現実がございます。行政として金銭的支援のほかには何かできること、またやるべきことがあるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（道下和茂君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

行政として、いわゆる金銭的支援以外の支援というものがあるんじゃないだろうかということのお答えを申し上げたいと思います。

おっしゃるとおりでございます。我々も金銭的支援以外ということで、今までも一生懸命取り組まさせていただいております。樽見鉄道の存続等々も含めて、やはり何といても大事なものは経営状況を改善する、いわゆる利用者をふやして経営の赤字を減らす。そしてこれからどんどん悪くなりつつあります経営の悪化を食いとめる、これ以外にはもう手はない。

そのために何をすべきかということがずうっと今まで課題でございまして、そういったことで私どももこれまで岐阜県とも協調いたしまして、「ECOフライデー300事業」こういったものも沿線の企業と、それから学校等にも働きかけて、金曜日には樽見鉄道を使って職場とか学校に行きま

しょうというような事業も実施をいたしておりますし、また「お楽しみきっぷ」の販売協力というようなこともやらせていただいております。また、樽見鉄道の沿線を紹介した広報番組の作成でございますとか、毎年3回、4回と開かれております自治会長会等も利用のお願いというようなことをずうっとやってきて、利用促進というのに一生懸命市としては取り組んでまいったところがございます。

これが何はともあれこういった利用、一人でも多くの方に乗っていただく、こうして経営を改善すると。これ以外にはもう方法はございません。そのために何をされるかということで、我々できることは今までやってきておりますし、これからもこうした利用促進の取り組みというのはやってまいりたいというふうに思っております。

それと同時に、先ほど経営のところでもお話もございましたように、樽見鉄道に対しまして、いつまでも我々だけに頼るんじゃなくてみずからもしっかりと、株主総会とかそれから協議会等々でも、社長等々に私が厳しい御発言をさせていただいて、新聞記事等にもなっておりますけれども、みずからの経営努力をしっかりとやってくださいということを常々申し上げております。今後もそういう機会があるごとにまず経営努力というものもしっかりと求めてまいりたい。我々は金銭的支援をやるだけではなくて、みずからが民間企業、そして株式会社として自分らの会社のために一生懸命粉骨砕身で頑張っていたいただきたいというふうに思っております、こういうこともこれからはしっかりと伝えてまいりたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

四つ目に移ります。

市民間、地域間で存続、廃止の意見が交差する中、もう少し樽見鉄道の現状を知っていただき、知識を深めていただき、市全体で考え議論する機会が必要と私は考えますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

市全体で議論する機会をつくるべきじゃないだろうかというお話もいただきました。先ほどの鏗本議員のところでも、初めての市民総集会というようなことでいろいろそういうお話もあったということも伺っておりますし、新聞記事等々でも読ませていただいております。

市といたしましては、これまでも、先ほど申し上げましたように、年に数回行われております各地域の自治会長会におきまして、樽見鉄道の現状とか市の支援の状況等というのをずうっと御説明させていただきまして、支援のあり方についていろいろ自治会長さんを通じて御意見を伺ってきたところがございます。

しかし、平成20年度に実施をいたしましたもとバスに関して、そのときにあわせて樽見鉄道のアンケートもやったわけでございますけれども、なかなか樽見鉄道の利用意向というのは、地域、それから年齢というのに大変な温度差がございまして、市民の南から北までの同じように意見、なかなか埋まらないというのが現実問題でございます。

いずれにいたしましても、樽見鉄道の運営存続、それから廃止等々というのは、すべてやっぱり基本的には、我々は本巢市だけ単独でどうのこうのという議論のものではございませんで、ぜひ沿線5市町でこれからも協調しながら真剣に、先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたが、地域の足としてどういうふうにこれを考えていくべきかということは、やはり沿線5市町でもしっかりと御議論しながら、そして樽見鉄道の支援というのに考えていきたいなというふうに思っております。いずれにいたしましても沿線5市町協議の際には、私ども本巢市の意見というたびに、これからも自治会長会、自治会、そしてまた毎年ずうっとあちこちで行っております地域座談会というものを通じて、市民の皆さんの御意見というのも伺って、そしてそういうものも踏まえながら5市町協議の際の市の意見の参考にしながら、5市町の協議に臨んでまいりたいというふうに思っております。これからのいろんな場で樽見鉄道に対する御意見をお聞きしていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、地域、年齢、本巢市この広い面積の中で、本当に広い面積に応じて大変利用についての温度差があるということは紛れもない事実でございます。これからもそういった意見も踏まえながら5市町の協議に臨んでまいりたいというふうに思っております。

[3番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

5項目めに移ります。

最近、私の地元では、少しでも乗らんと、なくなったら大変やでという危機感が生まれております。3年前の支援の決定のときに、このような目標ができ、今のような機運が高まっていたらもう少し状況は変わっていたのかと思うと残念でなりません。支援継続が決まったこのラストチャンスとも言えるこの2年間に、存続を願う我々はどうあるべきか、市長よりメッセージがいただければ幸いに存じます。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

市長から市民に対するメッセージということでございますけれども、先ほども申し上げておりますように、樽見鉄道の経営は大変厳しい状況でございます。この難局を突破するのは、一にも二にも経営状況を改善させる。これは利用者をふやして経営状況を改善する、これ以外にはもうないというふうに思っております。やはりこれからも地域の足として存続させていくというためには、

我々もちろん、先ほどの答弁で申し上げましたように、いろいろと知恵も出しながら、利用促進の対策というものに一生懸命になって頑張っただけですが、また市民の皆さんにおかれましても、ぜひ樽見鉄道の鉄道利用というのを具体的にその行動で示していただきたいというふうに思っております。

3年前のときにどうのこうのと、あと2年ということになりますけれども、決して時間がないわけでもございませんし、それぞれの対策をやっていくにも時間がないわけでもございません。ぜひこの経営を、しっかりと皆さん方の力をいただいて経営を改善していけば、おのずと先が見えてくるというふうに私はそう思っております。

これは沿線5市町の協調の中で最後は問題出てまいりますけれども、しかしそういう中でもこういふことを申し上げる協議の場にも、こうして経営がどんどん改善しているよと、そして皆様にも利用も多くなって頑張ってもらっておるといふイメージが出てくるだけでも、これはまた5市町の協議の場でも大変大きな力にもなるというふうに思っております。ぜひ市民の皆さん方にも、一人でも多くの方に乗っていただくと。また我々も、本巣市だけではなくて、大垣市も含めてこの沿線5市町の各市町にもいろんな形でこの鉄道を利用していただくように働きかけてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、一人でも多くの方々に樽見鉄道を利用していただいて、この地域の足としてしっかりと頑張っただけですように、ぜひよろしくご協力をお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

最後に、私の思いを述べさせていただきます。

私が学生のころは、樽見まで鉄道はありませんでした。中学のとき、同級生の女の子ですごく勉強ができる子がいました。彼女の家は早くに父親を亡くし、母子家庭で、一つ下に弟がいました。お母さんが女手一つで一生懸命育てていましたが、当時、高校へ進学するには下宿するしかなく、私も母子家庭で、月8万円、母より仕送りをいただき通わせてもらいました。その女の子は、年子の2人が高校へ行くことはかなわず、長男である弟を高校へ進学させるため、働いて学ぶことを選び、全日制の高校をあきらめました。現在、その彼女は幸せなのかどうかは私にはわかりませんが、あのころ何もできなかった自分が恥ずかしかったことを覚えております。

樽見鉄道で通える今なら、この子の人生はもっと変わっていたかもしれません。今の私は、再びこんなことで子どもを悲しませるようなことはしたくありません。どうか行政、議会、市民といった、そんな枠を超え、この樽見鉄道存続の問題へ全員で立ち向かっていくことを心からお願いしながら、私の質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

3月25日金曜日、午前9時から本会議を開会しますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後4時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員